

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.1 地域特性を把握する範囲

都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況（地域特性）は、自然的状況及び社会的状況について文献等により調査した。

地域特性を把握する範囲は、事業実施区域を中心とする半径約3kmの範囲を基本とした。この範囲には、東海市及び知多市が含まれる。

その根拠については、本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶと考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離を基に類似事例を参考にして以下の点を考慮して設定した。

- 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した例が示されている。
- 既存施設については、「次期清掃センター生活環境影響調査報告書」（平成12年2月 知多市）において年平均値の最大着地濃度出現予想距離は煙源の東南東約0.8kmであった。なお、既存施設の処理能力は130t/日（65t/日×2炉）、煙突高さは59mとなっている。
- 近年の設備は主としてダイオキシン類対策の観点から、排出ガスの温度を低く設定している事例が多く、これにより煙の温度による上昇高さが抑えられ、有効煙突高さ（He）も低くなる。この結果、排出ガスの最大着地濃度出現予想距離も短くなると考えられる。

以上の点を勘案し、地域特性を把握する範囲として、最大着地濃度出現予想距離の約2倍の距離を算定し、さらにこれを安全側で考慮して半径約3kmの範囲とした。

地域特性を把握する範囲を、図3.1.1に示す。

なお、市単位で公表されている統計資料等については、市全域を対象範囲として記載した。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.1 地域特性を把握する範囲



図 3.1.1 地域特性を把握する範囲

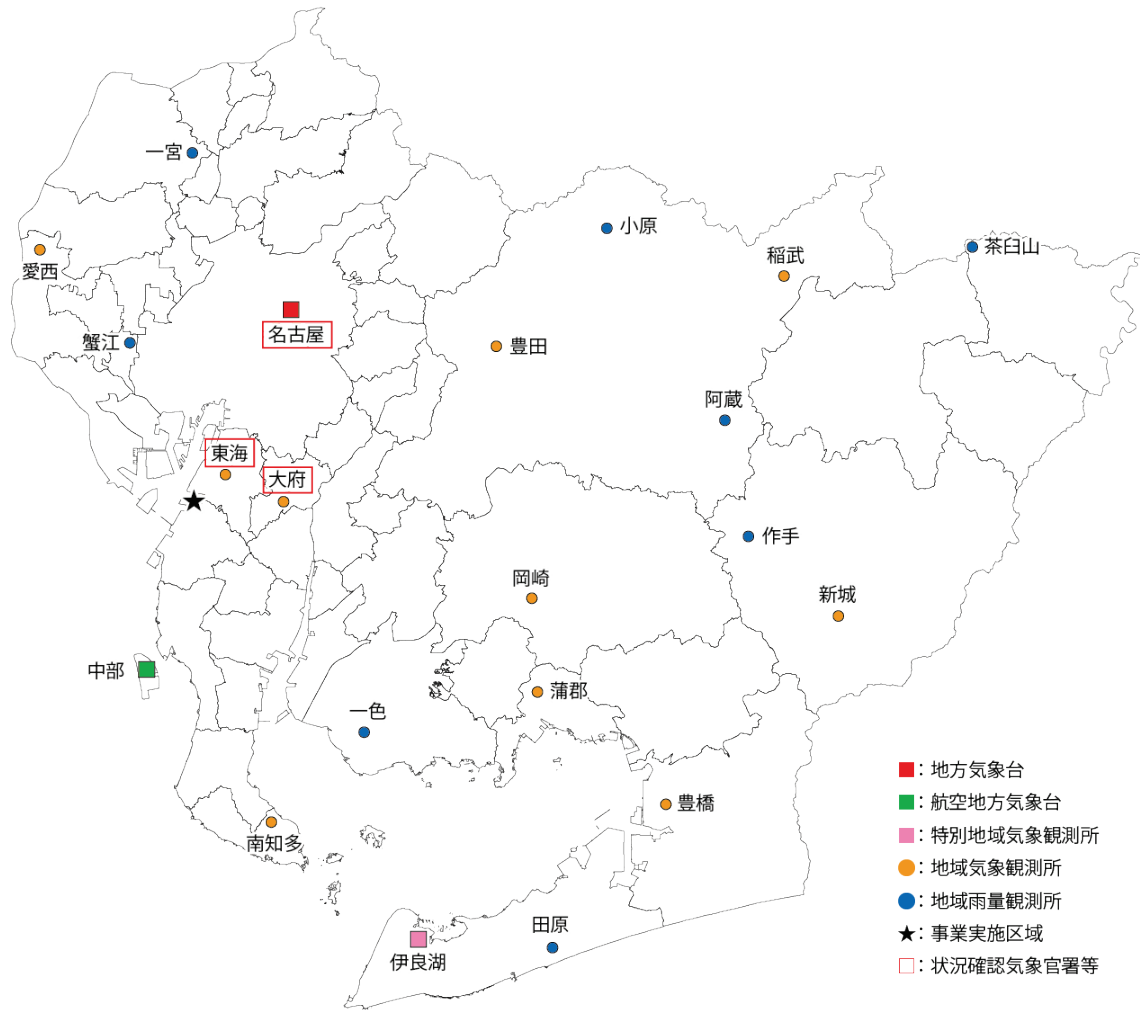
3.2 自然的状況

3.2.1 気象、大気質その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象

事業実施区域の周辺における気象官署として、名古屋地方気象台（名古屋市千種区日和町）が、地域気象観測所として、東海地域気象観測所（平成 24 年（2012 年）10 月 17 日まで観測）、大府地域気象観測所（平成 24 年（2012 年）10 月 17 日より観測）がある。

愛知県内における気象官署等の分布を、図 3.2.1 に示す。



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.2.1 愛知県内における気象官署等の分布

また、気象の調査結果の取りまとめについては、事業実施区域の周辺の名古屋地方気象台、東海地域気象観測所及び大府地域気象観測所の 3 地点を対象とした。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

ア 気温・降雨量

名古屋地方気象台及び東海地域気象観測所における月別平均気温及び降雨量の平年値を、表 3.2.1 に、その推移を、図 3.2.2 に示す。

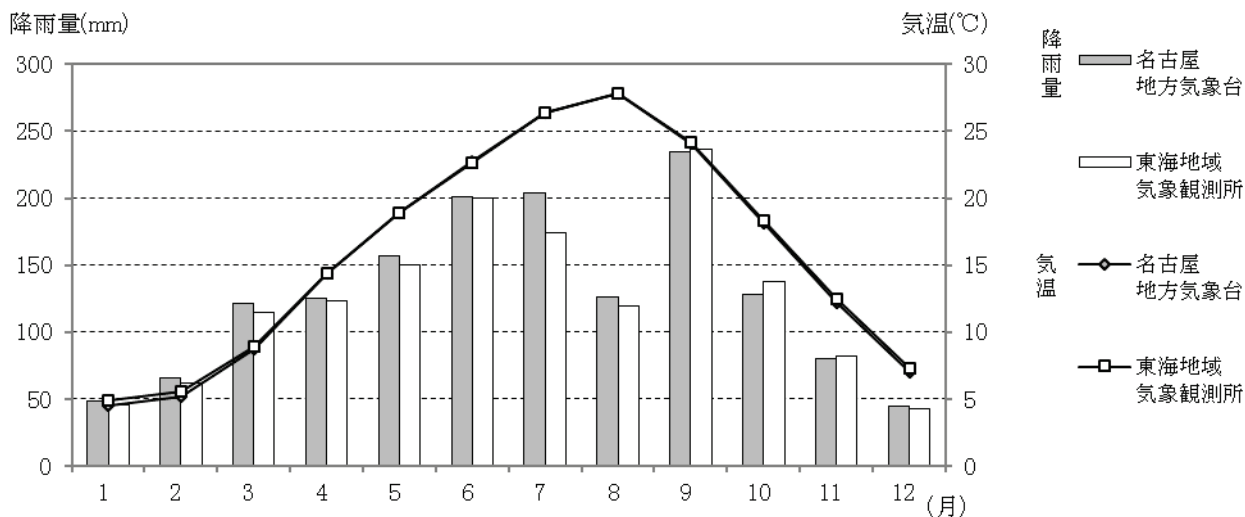
月別平均気温は、いずれも最高が8月の 27.8℃、最低が1月の 4.5～4.9℃となっており、月別降雨量は、いずれも最大が9月の 234.4～236.7mm、最小が12月の 43.2～45.0mm であり、年間降雨量は 1,489.6～1,535.3mm である。

表 3.2.1 気象官署及び地域気象観測所における月別平均気温及び降雨量の平年値

(統計期間 昭和 56 年 (1981 年)～平成 22 年 (2010 年))

	平均気温 (℃)		降雨量 (mm)	
	名古屋地方気象台	東海地域気象観測所	名古屋地方気象台	東海地域気象観測所
1 月	4.5	4.9	48.4	45.7
2 月	5.2	5.6	65.6	62.0
3 月	8.7	8.9	121.8	114.5
4 月	14.4	14.4	124.8	123.5
5 月	18.9	18.9	156.5	149.9
6 月	22.7	22.6	201.0	200.5
7 月	26.4	26.4	203.6	173.9
8 月	27.8	27.8	126.3	119.7
9 月	24.1	24.2	234.4	236.7
10 月	18.1	18.3	128.3	137.9
11 月	12.2	12.5	79.7	82.2
12 月	7.0	7.3	45.0	43.2
年間	15.8	16.0	1,535.3	1,489.6

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.2.2 気象官署及び地域気象観測所における月別平均気温及び降雨量の平年値の推移

(統計期間 昭和 56 年 (1981 年)～平成 22 年 (2010 年))

イ 風向・風速

名古屋地方気象台及び東海地域気象観測所における月別平均風速の平年値及び最多風向を、表 3.2.2 に、名古屋地方気象台及び大府地域気象観測所における風配図（平成 29 年度（2017 年度））を、図 3.2.3 に示す。

平年値をみると、年間最多風向は、名古屋地方気象台では北北西で、東海地域気象観測所では北西となっている。また、年間平均風速は 1.7～2.9m/s となっている。

平成 29 年度（2017 年度）の最多風向は、名古屋地方気象台、大府地域気象観測所ともに北北西となっている。

表 3.2.2 気象官署及び地域気象観測所における月別平均風速の平年値及び最多風向

（統計期間 昭和 56 年（1981 年）～平成 22 年（2010 年））

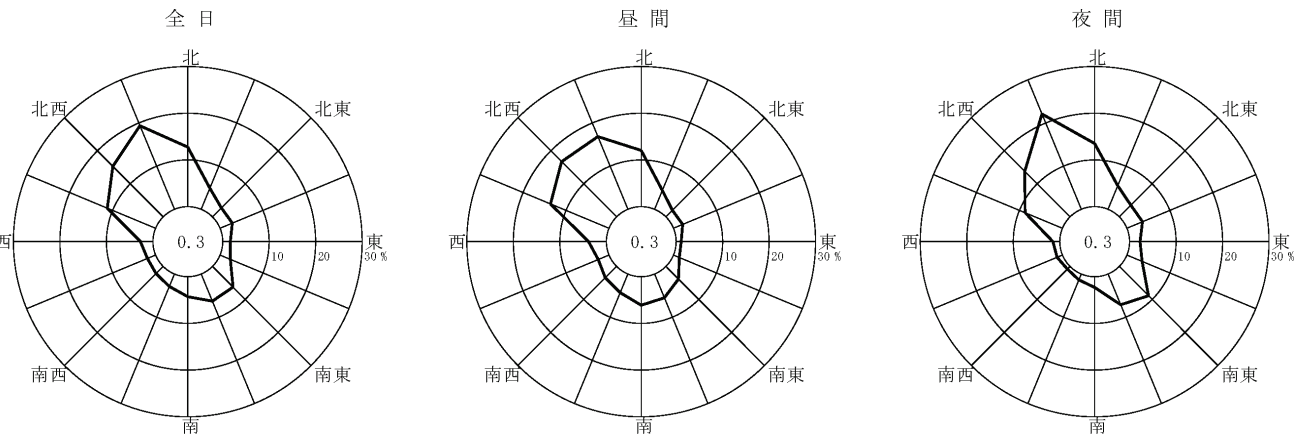
	名古屋地方気象台		東海地域気象観測所	
	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向
1 月	3.1	北北西	2.1	北西
2 月	3.4	北北西	2.4	北西
3 月	3.5	北北西	2.4	北西
4 月	3.3	北北西	2.0	北西
5 月	3.0	北北西	1.6	北西
6 月	2.7	南南東	1.3	南南東
7 月	2.7	南南東	1.3	南東
8 月	2.9	南南東	1.5	南東
9 月	2.7	北北西	1.2	北西
10 月	2.6	北北西	1.2	北西
11 月	2.6	北北西	1.4	北西
12 月	2.8	北北西	1.8	北西
年間	2.9	北北西	1.7	北西

注）名古屋地方気象台の最多風向の統計期間は平成 2 年（1990 年）～平成 22 年（2010 年）である。

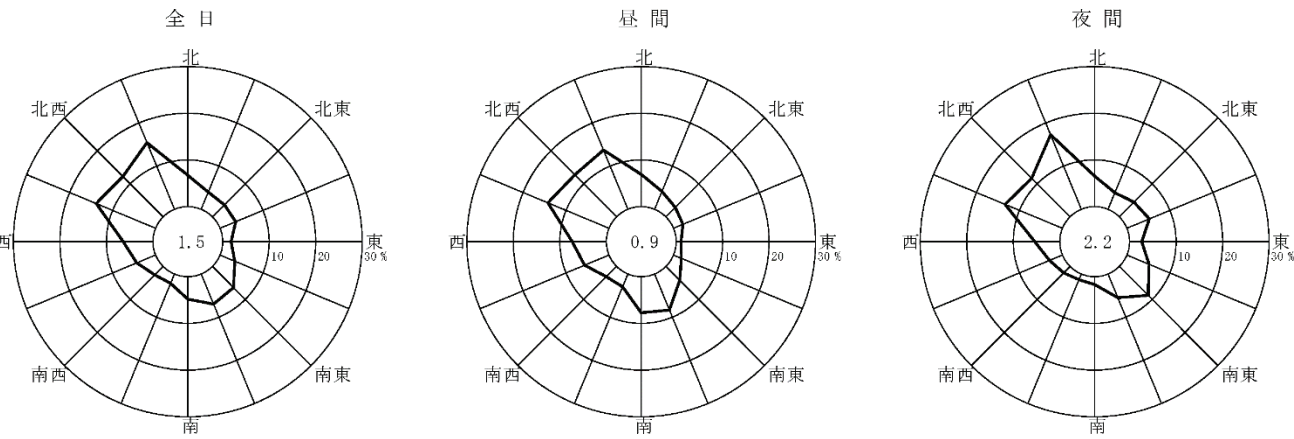
出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 3.2 自然的状況

名古屋地方気象台



大府地域気象観測所



- 注) 1. 単位：％、グラフ内一目盛につき 10％となっている。
 2. 円内の数字は静穏率（風速 0.3m/s 未満；％）を示す。
 3. 昼夜間の区分は、次のとおりとする。

月	昼間	夜間	月	昼間	夜間	月	昼間	夜間
1	7～17時	18～6時	5	5～18時	19～4時	9	6～18時	19～5時
2	7～17時	18～6時	6	5～19時	20～4時	10	6～17時	18～5時
3	7～18時	19～6時	7	5～19時	20～4時	11	7～16時	17～6時
4	6～18時	19～5時	8	6～18時	19～5時	12	7～16時	17～6時

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.2.3 気象官署及び地域気象観測所における風配図

（統計期間 平成 29 年（2017 年）4 月～平成 30 年（2018 年）3 月）

ウ 日射量

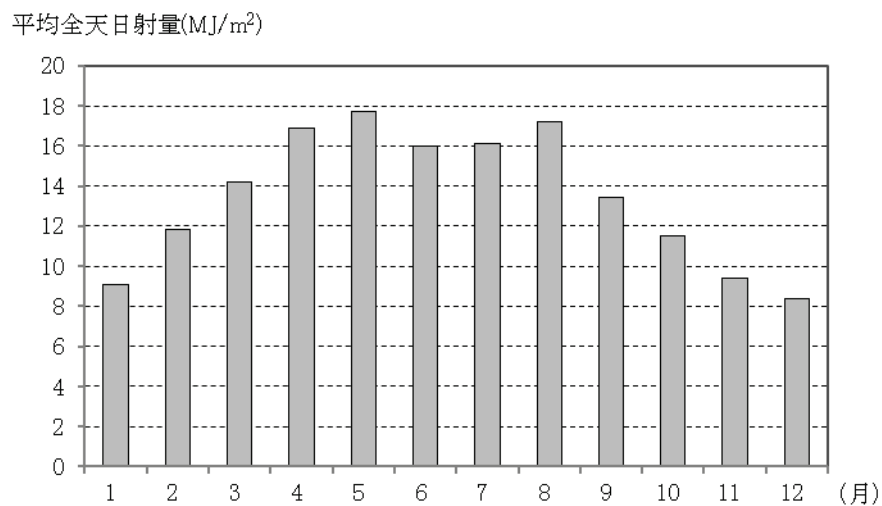
名古屋地方気象台における月別平均全天日射量の平年値を、表 3.2.3 及び図 3.2.4 に示す。

名古屋地方気象台では、平均全天日射量の最大が5月の17.7MJ/m²、最小が12月の8.4MJ/m²となっており、年間平均は13.5MJ/m²である。

表 3.2.3 名古屋地方気象台における月別平均全天日射量の平年値
(統計期間 昭和56年(1981年)～平成22年(2010年))

	名古屋地方気象台
	平均全天日射量 (MJ/m ²)
1月	9.1
2月	11.8
3月	14.2
4月	16.9
5月	17.7
6月	16.0
7月	16.1
8月	17.2
9月	13.4
10月	11.5
11月	9.4
12月	8.4
年間	13.5

出典：「各種データ・資料」(気象庁ホームページ)



出典：「各種データ・資料」(気象庁ホームページ)

図 3.2.4 名古屋地方気象台における月別平均全天日射量の平年値
(統計期間 昭和56年(1981年)～平成22年(2010年))

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(2) 大気質

事業実施区域周辺の大気質の測定地点は、愛知県の測定局として東海市横須賀小学校、各市管理の測定局として、市役所、加木屋小学校（以上東海市管理）、緑町、八幡東及び岡田（以上知多市管理）の計6地点がある。

また、ダイオキシン類の測定地点として、東海市の測定地点が2地点、知多市の測定地点が1地点ある。降下ばいじんの測定地点として、愛知県の測定地点が2地点、東海市の測定地点が4地点、知多市の測定地点が3地点ある。

大気質の測定地点ごとの調査項目を、表 3.2.4 に、事業実施区域周辺における測定地点を、図 3.2.5 に示す。

表 3.2.4 大気質の測定地点ごとの調査項目

測定地点			局属性	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類	降下ばいじん	調査主体
東海市	1	東海市横須賀小学校	一般局	○	○	○	○	○	—	—	愛知県
	2	市役所	一般局	○	○	○	○	—	○	—	東海市
	3	加木屋小学校	一般局	○	○	○	○	—	—	—	
	4	ソラト太田川	—	—	—	—	—	—	—	○	
	5	文化センター	—	—	—	—	—	—	○	○	
	6	養父児童館	—	—	—	—	—	—	—	○	
	7	横須賀中学校	—	—	—	—	—	—	—	○	愛知県
	8	加家公民館	—	—	—	—	—	—	—	○	東海市
知多市	9	緑町	一般局	○	○	○	○	—	—	○	知多市
	10	八幡東	一般局	○	○	○	○	—	○	—	
	11	岡田	一般局	○	○	○	○	—	—	○	
	12	八幡公民館	—	—	—	—	—	—	—	○	
	13	新知小学校	—	—	—	—	—	—	—	○	愛知県

注) 1. 平成 29 年度（2017 年度）の測定状況である。

2. 「○」は測定している項目、「—」は測定していない項目を示す。

3. 測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。

出典：「平成 29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

「ダイオキシン類調査結果」（愛知県ホームページ）

「降下ばいじん調査結果」（愛知県ホームページ）

「平成 30 年版 東海市の環境概況」（東海市）

「知多市の環境 平成 30 年版」（知多市）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況



図 3.2.5 事業実施区域周辺における大気質測定地点

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の平成 29 年度 (2017 年度) の調査結果を、表 3.2.5 に、過去 5 年間における経年変化を、図 3.2.6 に示す。

表 3.2.5 二酸化硫黄の調査結果 (平成 29 年度 (2017 年度))

測定地点			有効測定 日数	測定 時間	年 平均 値	環境基準との対比				1 時間 値の 最高値	1 日平均 値の 2% 除外値	1 日平均値 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無	長期的評 価による 環境基準 の適否
						1 時間値が 0.1ppm を 超えた 時間数と その割合		1 日平均値が 0.04ppm を 超えた 日数と その割合					
						時間	%	時間	%				
			日	時間	ppm	時間	%	時間	%	ppm	ppm	有：× 無：○	適：○ 否：×
東海市	1	東海市 横須賀小学校	365	8,672	0.003	0	0	0	0	0.064	0.007	○	○
	2	市役所	343	8,270	0.002	0	0	0	0	0.026	0.005	○	○
	3	加木屋小学校	350	8,433	0.002	0	0	0	0	0.038	0.005	○	○
知多市	9	緑町	361	8,593	0.002	0	0	0	0	0.028	0.005	○	○
	10	八幡東	364	8,650	0.004	0	0	0	0	0.031	0.008	○	○
	11	岡田	363	8,624	0.004	0	0	0	0	0.025	0.009	○	○

注) 1. 測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。

2. 環境基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

出典 : 「平成 29 年度 大気汚染調査結果」(愛知県)

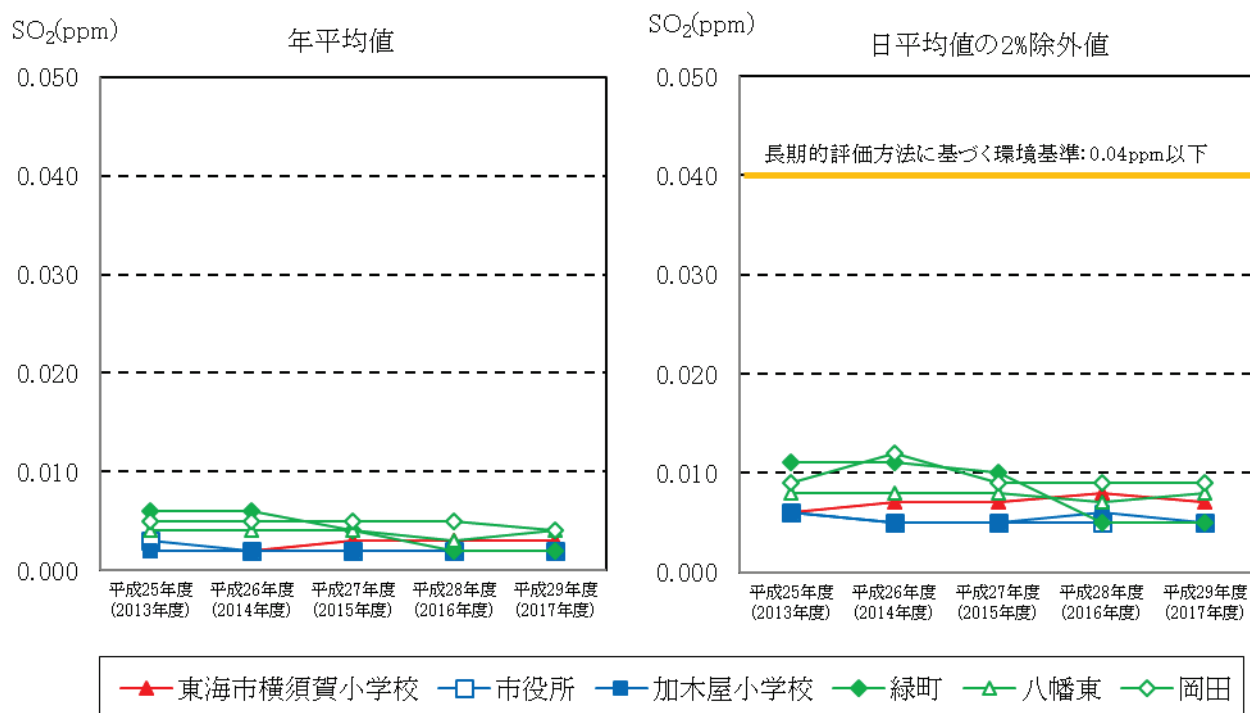
「平成 30 年版 東海市の環境概況」(東海市)

「知多市の環境 平成 30 年版」(知多市)

二酸化硫黄の環境基準の長期的評価方法は、「年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)」とされている。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況



出典：「平成 25～29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）
「平成 26～30 年版 東海市の環境概況」（東海市）
「知多市の環境 平成 26～30 年版」（知多市）

図 3.2.6 二酸化硫黄の経年変化

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

イ 二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素の平成 29 年度（2017 年度）の調査結果を、表 3.2.6 に、過去 5 年間における経年変化を、図 3.2.7 に示す。

表 3.2.6 二酸化窒素の調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

測定地点			有効測定日数	測定時間	年平均値	1 日平均値が 0.06ppmを 超えた 日数と その割合		1 日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数と その割合		1 時間 値の 最高値	1 日平均 値の 年間 98%値	長期的評価 による 環境基準の 適否
						日	%	日	%			
			日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	適：○ 否：×
東海市	1	東海市 横須賀小学校	365	8,675	0.019	0	0	0	0	0.071	0.035	○
	2	市役所	354	8,474	0.013	0	0	0	0	0.052	0.027	○
	3	加木屋小学校	352	8,456	0.015	0	0	0	0	0.059	0.031	○
知多市	9	緑町	355	8,506	0.015	0	0	0	0	0.070	0.032	○
	10	八幡東	362	8,632	0.013	0	0	1	0.3	0.060	0.035	○
	11	岡田	363	8,622	0.011	0	0	0	0	0.057	0.028	○

注) 1. 測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。

2. 環境基準：1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

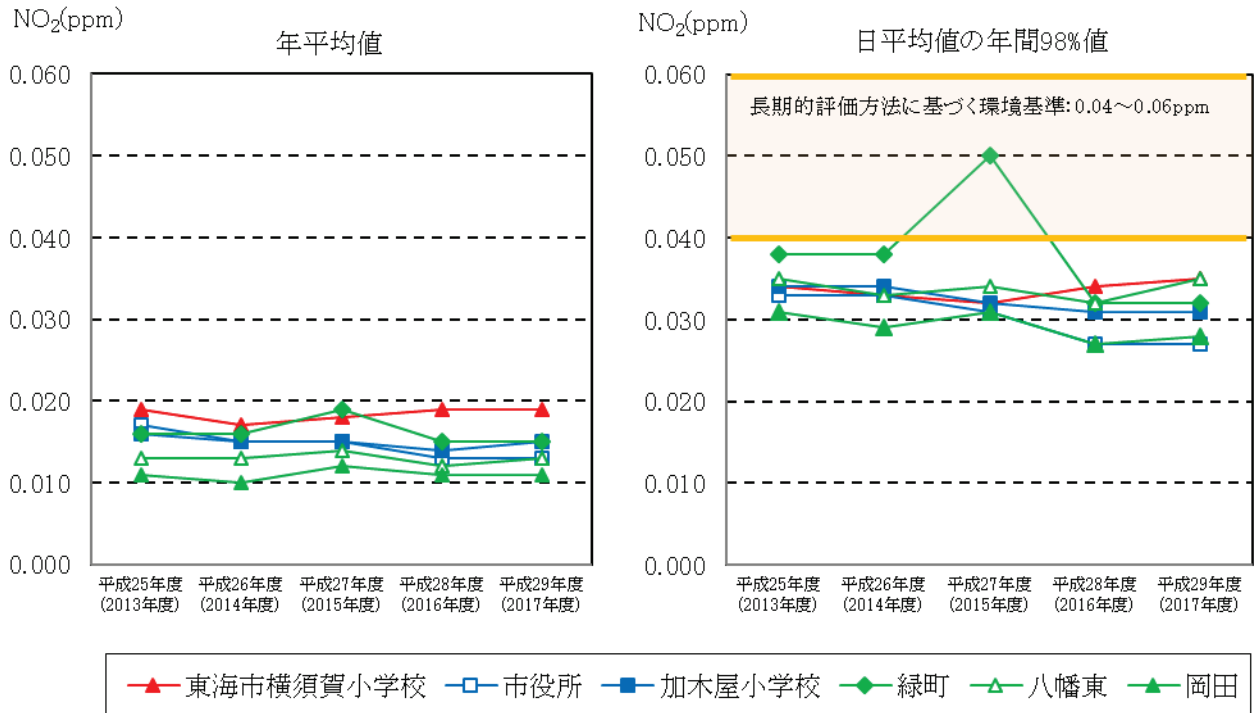
出典：「平成 29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

「平成 30 年版 東海市の環境概況」（東海市）

「知多市の環境 平成 30 年版」（知多市）

二酸化窒素の環境基準の長期的評価方法は、「年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するものが 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下の場合には環境基準が達成されているものとする。（昭和 53 年 7 月 環境省 環大企第 262 号）」とされている。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している。



出典：「平成 25～29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）
 「平成 26～30 年版 東海市の環境概況」（東海市）
 「知多市の環境 平成 26～30 年版」（知多市）

図 3.2.7 二酸化窒素の経年変化

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の平成 29 年度（2017 年度）の調査結果を、表 3.2.7 に、過去 5 年間における経年変化を、図 3.2.8 に示す。

表 3.2.7 浮遊粒子状物質の調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

測定地点			有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1 時間値の最高値	1 日平均値の年間 2% 除外値	1 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による環境基準の適否
						1 時間値が 0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		1 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数とその割合					
			日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有：× 無：○	適：○ 否：×
東海市	1	東海市横須賀小学校	361	8,668	0.021	0	0	0	0	0.084	0.040	○	○
	2	市役所	354	8,524	0.016	0	0	0	0	0.077	0.034	○	○
	3	加木屋小学校	352	8,508	0.015	0	0	0	0	0.090	0.037	○	○
知多市	9	緑町	361	8,681	0.019	0	0	0	0	0.146	0.047	○	○
	10	八幡東	362	8,615	0.018	0	0	0	0	0.200	0.046	○	○
	11	岡田	363	8,648	0.018	0	0	0	0	0.152	0.044	○	○

注) 1. 測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。

2. 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

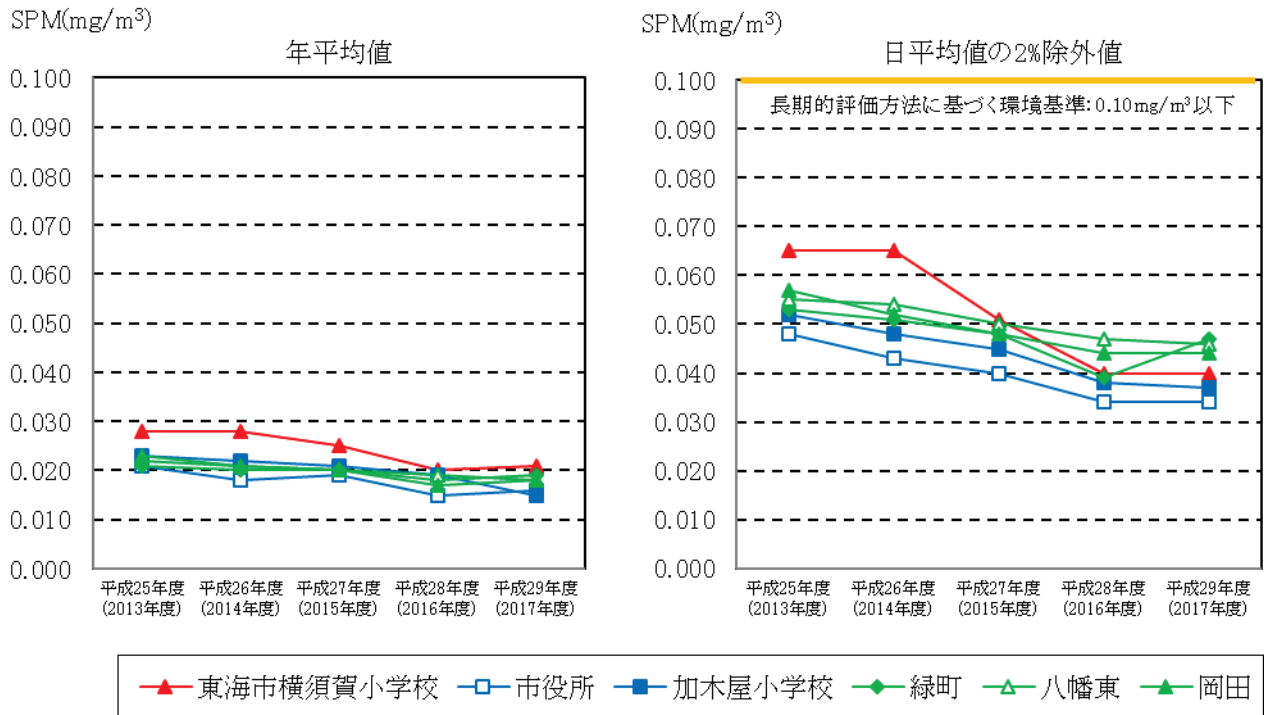
出典：「平成 29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

「平成 30 年版 東海市の環境概況」（東海市）

「知多市の環境 平成 30 年版」（知多市）

浮遊粒子状物質の環境基準の長期的評価方法は、「年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.10mg/m³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。（昭和 48 年 6 月環省環大企第 143 号）」とされている。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している。



出典：「平成 25～29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）
 「平成 26～30 年版 東海市の環境概況」（東海市）
 「知多市の環境 平成 26～30 年版」（知多市）

図 3.2.8 浮遊粒子状物質の経年変化

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

エ 光化学オキシダント（Ox）

光化学オキシダントの平成 29 年度（2017 年度）の調査結果を、表 3.2.8 に、過去 5 年間における経年変化を、図 3.2.9 に示す。

表 3.2.8 光化学オキシダントの調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

測定地点			昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均值	環境基準との対比				昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値	環境基準の適否
						昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数とその割合									
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	時間	%	日	%	ppm	適：○ 否：×
東海市	1	東海市横須賀小学校	365	5,428	0.027	256	4.7	64	17.5	0	0	0	0	0.104	×
	2	市役所	354	5,225	0.022	98	1.9	32	9.0	0	0	0	0	0.096	×
	3	加木屋小学校	341	5,015	0.029	307	6.1	69	20.2	0	0	0	0	0.108	×
知多市	9	緑町	365	5,395	0.032	439	8.1	95	26.0	0	0	0	0	0.117	×
	10	八幡東	365	5,353	0.021	50	0.9	13	3.6	0	0	0	0	0.080	×
	11	岡田	364	5,344	0.021	56	1.0	10	2.7	0	0	0	0	0.084	×

注) 1. 測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。

2. 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（ただし、5 時から 20 時の昼間の時間帯についての 1 時間値を評価する。）

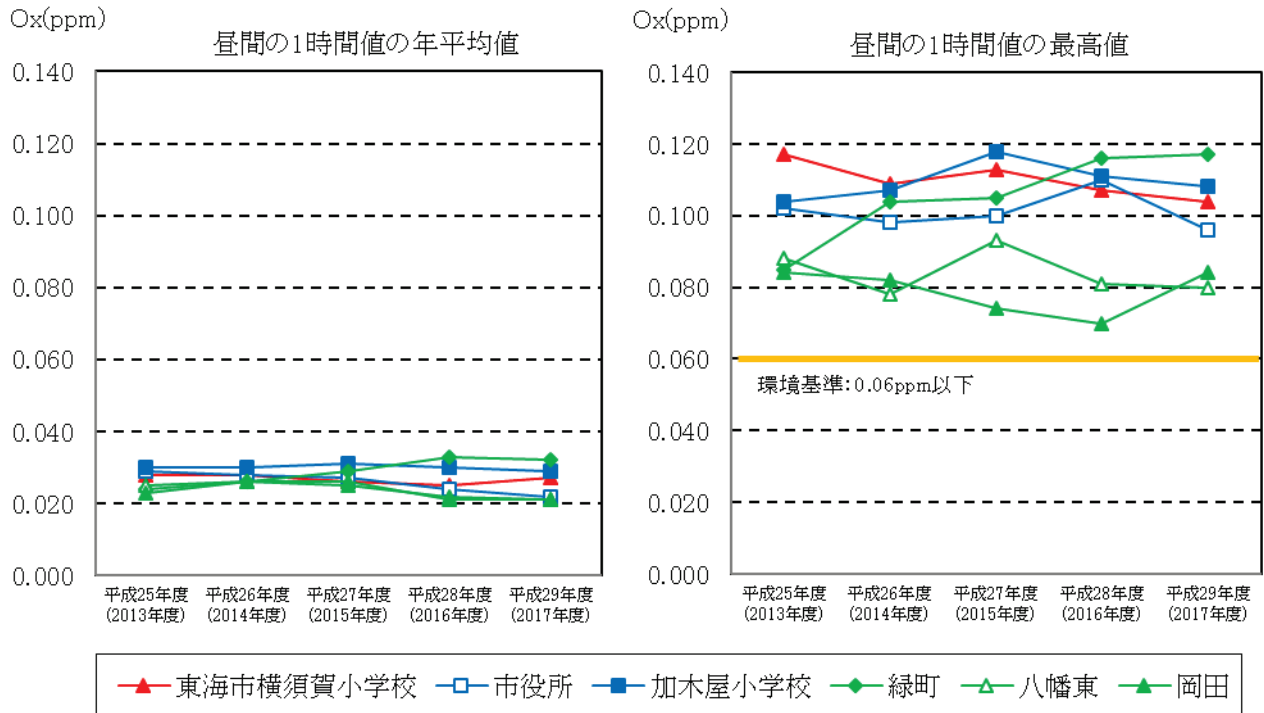
出典：「平成 29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

「平成 30 年版 東海市の環境概況」（東海市）

「知多市の環境 平成 30 年版」（知多市）

光化学オキシダントの環境基準の評価方法は、「年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。（昭和 48 年 6 月 環境省環大企第 143 号）」とされている。

いずれの地点においても、環境基準が非達成の状況となっており、過去 5 年間についても非達成である。なお、これは当該地域特有の傾向ではなく、全国的な傾向である。



出典：「平成 25～29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）
 「平成 26～30 年版 東海市の環境概況」（東海市）
 「知多市の環境 平成 26～30 年版」（知多市）

図 3.2.9 光化学オキシダントの経年変化

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

オ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質の平成 29 年度（2017 年度）の調査結果を、表 3.2.9 に、過去 5 年間における経年変化を、図 3.2.10 に示す。

表 3.2.9 微小粒子状物質の調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

測定地点			有効 測定 日数	環境基準との対比			短期基準に よる 環境基準の 適否	長期基準に よる 環境基準の 適否	
				1 日平均値が 35μg/m³ を超えた日数と その割合	1 日平均値の 年間 98 パーセン タイル値	年平均値			
			日	日	%	μg/m³	μg/m³	適：○ 否：×	適：○ 否：×
東海市	1	東海市横須賀小学校	363	6	1.7	32.5	14.5	○	○

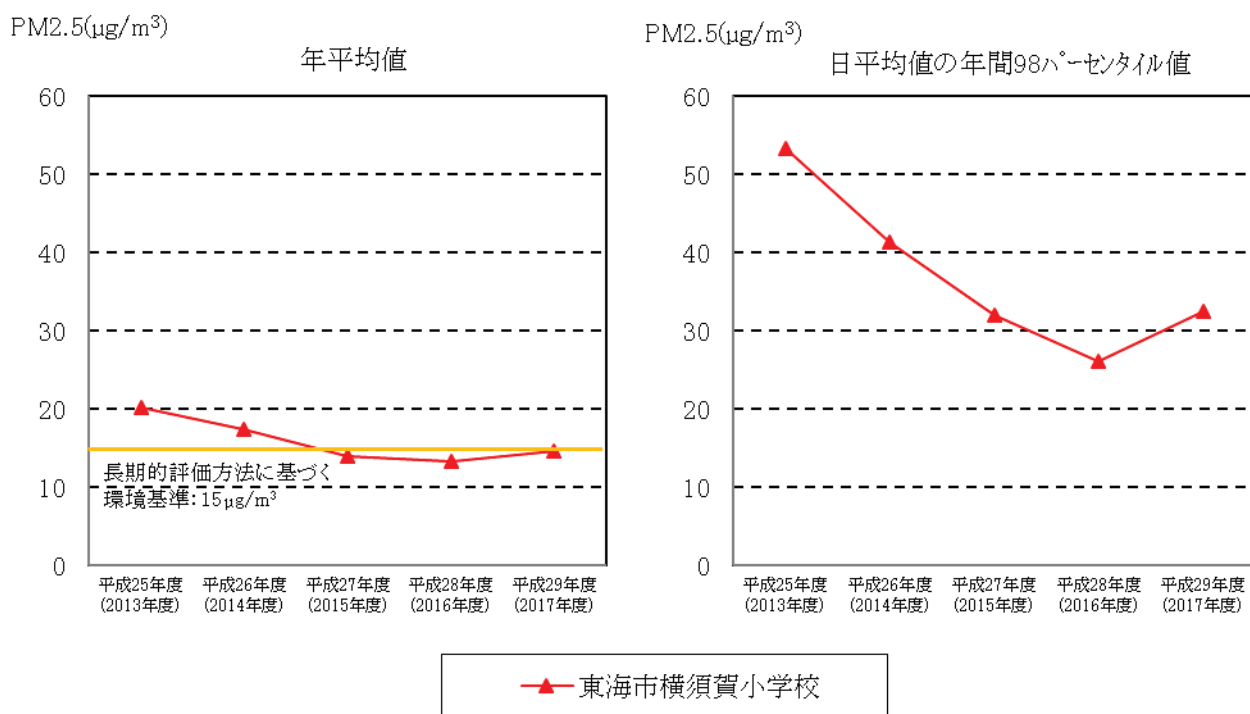
注) 1. 測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。

2. 環境基準：1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「平成 29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

微小粒子状物質の環境基準の評価方法は、「1 年平均値及び日平均値のうち 98 パーセンタイル値で評価する（平成 21 年 9 月 環水大総発第 090909001 号）。」とされている。

東海市横須賀小学校局では環境基準を達成しており、直近の 3 年間について達成している。



出典：「平成 25～29 年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.2.10 微小粒子状物質の経年変化

カ ダイオキシン類

ダイオキシン類の平成 29 年度（2017 年度）の調査結果を、表 3.2.10 に、過去 5 年間における経年変化を、図 3.2.11 に示す。

表 3.2.10 ダイオキシン類の調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

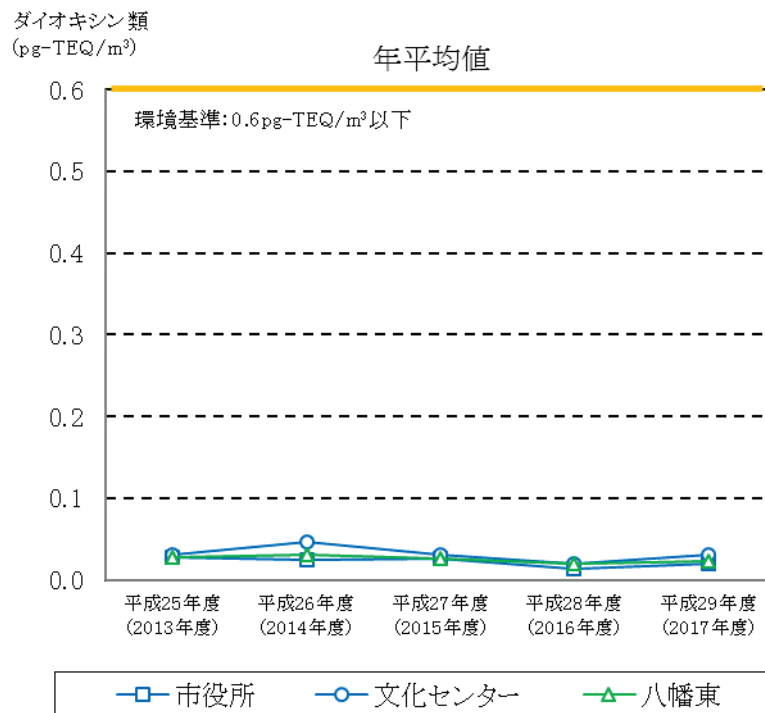
測定地点			調査結果 (pg-TEQ/m ³)					環境基準の適否
			春季	夏季	秋季	冬季	平均値	適：○ 否：×
東海市	2	市役所	0.014	0.012	0.017	0.035	0.020	○
	5	文化センター	0.020	0.014	0.023	0.061	0.030	○
知多市	10	八幡東	0.018	0.013	0.021	0.040	0.023	○

調査時期：（春季）平成 29 年（2017 年）5 月 10 日～5 月 17 日
（夏季）平成 29 年（2017 年）7 月 26 日～8 月 2 日
（秋季）平成 29 年（2017 年）10 月 11 日～10 月 18 日
（冬季）平成 30 年（2018 年）1 月 17 日～1 月 24 日

注）1. 測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。
2. 「八幡東」は、「ダイオキシン類調査結果」では「新田小学校」と表記されている。
3. 環境基準：年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

出典：「ダイオキシン類調査結果」（愛知県ホームページ）

ダイオキシン類の環境基準は、1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であることとされている。
いずれの地点においても、環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している。



出典：「ダイオキシン類調査結果」（愛知県ホームページ）

図 3.2.11 ダイオキシン類の経年変化

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

キ 降下ばいじん

降下ばいじんの平成 29 年度（2017 年度）の調査結果を、表 3.2.11（1）～（2）に、過去 5 年間ににおける経年変化を、図 3.2.12 に示す。

表 3.2.11（1） 降下ばいじんの調査結果（平成 29 年度（2017 年度）・愛知県実施）

測定地点			年平均値 (t/km ² /月)
東海市	7	横須賀中学校	4.99
知多市	13	新知小学校	2.98
愛知県平均値			2.50

注）測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。

出典：「降下ばいじん調査結果」（愛知県ホームページ）

表 3.2.11（2） 降下ばいじんの調査結果（平成 29 年度（2017 年度）・各市実施）

測定地点			年平均値 (t/km ² /月)
東海市	4	ソラト太田川	5.28
	5	文化センター	7.39
	6	養父児童館	7.44
	8	加家公民館	4.51
知多市	9	緑町	4.79
	11	岡田	2.40
	12	八幡まちづくりセンター	6.05

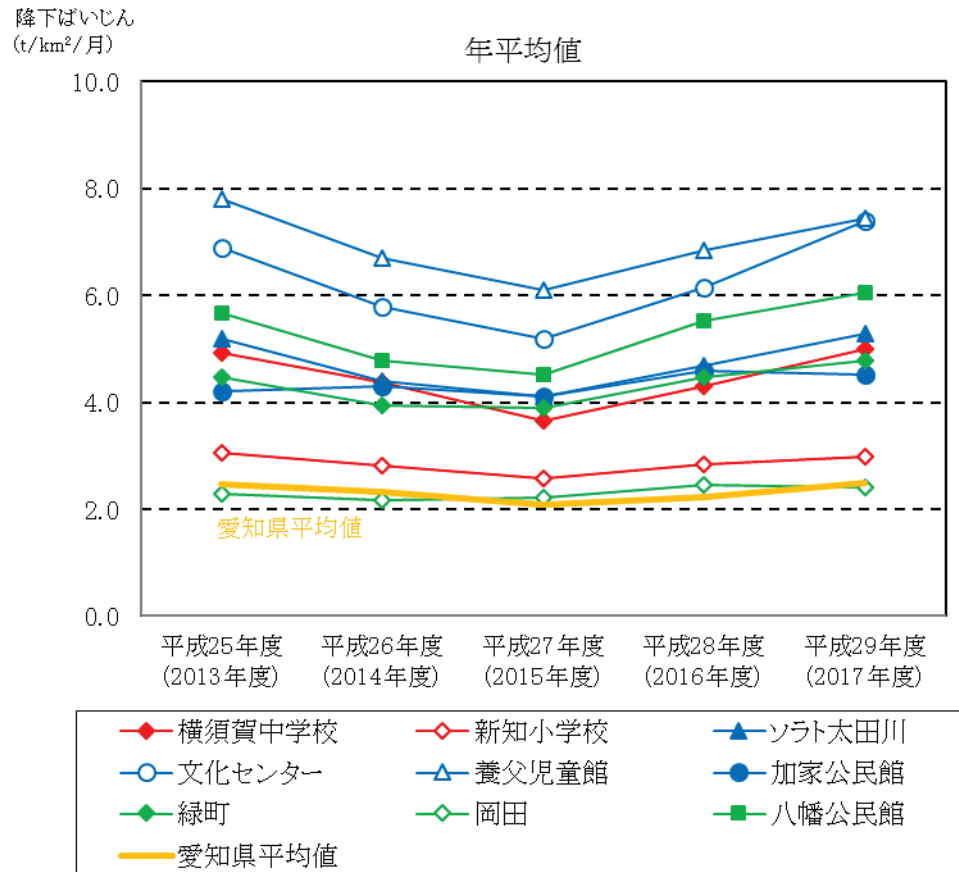
注）測定地点番号は、図 3.2.5 に対応している。

出典：「平成 30 年版 東海市の環境概況」（東海市）

「知多市の環境 平成 30 年版」（知多市）

降下ばいじんについての環境基準は、設定されていない。

当該地域と愛知県平均値とを比較してみると、いずれの地点においても高い値となっており、過去 5 年間では概ね横ばい傾向となっている。



出典：「降下ばいじん調査結果」（愛知県ホームページ）
 「平成 26～30 年版 東海市の環境概況」（東海市）
 「知多市の環境 平成 26～30 年版」（知多市）

図 3.2.12 降下ばいじんの経年変化

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

3.2.2 騒音に係る環境の状況

(1) 環境騒音

事業実施区域周辺における環境騒音の平成 29 年度（2017 年度）の調査結果を、表 3.2.12 に示す。また、調査地点を、図 3.2.13 に示す。

環境騒音の調査は、東海市市役所の夜間を除いて、環境基準を達成している。

表 3.2.12 環境騒音調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

調査地点			用途地域	類型	時間帯	騒音レベル (dB)	環境基準値 (dB)	環境基準 の適否 適：○ 否：×
東海市	1	市役所	第一種住居地域	B	昼間	53	55	○
					夜間	48	45	×
	2	文化センター	商業地域	C	昼間	53	60	○
					夜間	43	50	○
	3	中ノ池敬老の家	第一種低層住居専用地域	A	昼間	46	55	○
					夜間	42	45	○
知多市	4	岡田	第一種中高層住居専用地域	A	昼間	49	55	○
					夜間	42	45	○

- 注) 1. 昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～翌 6 時
 2. 調査地点番号は、図 3.2.13 に対応している。
 3. 類型を当てはめる地域は、次のとおりである。
 A 類型：専ら住居の用に供される地域
 B 類型：主として住居の用に供される地域
 C 類型：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域
- 出典：「平成 30 年版 東海市の環境概況」（東海市）
 「知多市の環境 平成 30 年版」（知多市）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況



図 3.2.13 事業実施区域周辺における騒音・振動調査地点

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(2) 自動車騒音

ア 道路に面する地域の環境基準

事業実施区域周辺における、平成 29 年度（2017 年度）の自動車騒音調査結果（環境基準関係）を、表 3.2.13 に、調査地点を、図 3.2.13 に示す。

環境基準の達成率については、昼間・夜間とも 100%には満たない状況となっている。

表 3.2.13 自動車騒音調査結果（環境基準関係）（平成 29 年度（2017 年度））

道路名	調査地点		評価区間			時間帯	騒音レベル L _{Aeq} (dB)	環境基準 達成 戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)	調査 区間内 全戸数 (戸)
			起点	終点	区間 延長 (km)					
一般国道155号	5	東海市 高横須賀町	東海市 高横須賀町	東海市 加木屋町	1.8	昼間	68	333	99.7	334
						夜間	63	333	99.7	
県道 名古屋半田線	6	東海市加木屋 町一本木	東海市 加木屋町	東海市 加木屋町	2.6	昼間	71	344	88.2	390
						夜間	68	326	83.6	

注) 1. 昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

2. 調査地点番号は、図 3.2.13 に対応している。

3. 各調査地点は、いずれも幹線交通を担う道路に近接していることから、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準（昼間：70dB以下、夜間：65dB以下）が適用される。

なお、「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

出典：「平成29年度 交通騒音・振動調査結果について」（愛知県ホームページ）

イ 自動車騒音要請限度

事業実施区域周辺における、平成 29 年度（2017 年度）の自動車騒音の要請限度調査結果を、表 3.2.14 に、調査地点を、図 3.2.13 に示す。

自動車騒音は、いずれの地点においても、要請限度以下となっている。

表 3.2.14 自動車騒音の要請限度調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

道路名	調査地点		時間帯	騒音レベル L _{Aeq} (dB)	要請限度 (dB)	要請限度との比較 達成：○ 超過：×
一般国道155号	7	東海市高横須賀町 榊形1-1	昼間	67	75	○
			夜間	62	70	○
県道名古屋半田線	8	東海市加木屋町 一本木2-1	昼間	68	75	○
			夜間	65	70	○

注) 1. 昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

2. 調査地点番号は、図 3.2.13 に対応している。

出典：「平成 29 年度 交通騒音・振動調査結果について」（愛知県ホームページ）

3.2.3 振動に係る環境の状況

(1) 環境振動

事業実施区域周辺において、環境振動の調査は行われていない。

(2) 道路交通振動

事業実施区域周辺における、平成 29 年度（2017 年度）の道路交通振動調査結果を、表 3.2.15 に、調査地点を、図 3.2.13 に示す。

いずれの地点においても、要請限度以下となっている。

表 3.2.15 道路交通振動調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

道路名	調査地点		時間帯	振動レベル L ₁₀ (dB)	要請限度 (dB)	要請限度との比較 達成：○ 超過：×
一般国道155号	7	東海市高横須賀町 榊形1-1	昼間	40	70	○
			夜間	30	65	○
県道名古屋半田線	8	東海市加木屋町 一本木2-1	昼間	43	65	○
			夜間	36	60	○

注) 1. 昼間：7 時～20 時、夜間：20 時～翌日の 7 時

2. 調査地点番号は、図 3.2.13 に対応している。

出典：「平成 29 年度 交通騒音・振動調査結果について」（愛知県ホームページ）

3.2.4 悪臭に係る環境の状況

事業実施区域周辺において、悪臭に関する調査は行われていない。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

3.2.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象

ア 河川及び海域の状況

事業実施区域が位置する知多市及び東海市は、伊勢湾の最奥に位置し、名古屋港に面している。事業実施区域周辺における、伊勢湾に流入する主な河川は、2級河川「大田川」、2級河川「信濃川」等がある。

事業実施区域周辺の河川の分布状況を、図 3.2.14 に示す。

また、知多半島では大河川等の大きな水源がなく、農業用水の確保のために多くのため池が作られており、東海市には 35 か所、知多市には 54 か所存在する。

出典：「知多半島のため池」（愛知県ホームページ）



図 3.2.14 事業実施区域周辺の河川の分布状況

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(2) 水質

ア 河川

事業実施区域周辺の公共用水域のうち、河川の水質調査は、生活環境項目、健康項目ともに両市により実施されている。

事業実施区域周辺における河川の水質調査地点を、表 3.2.16 に、位置を、図 3.2.15 に示す。

表 3.2.16 事業実施区域周辺における河川の水質調査地点

調査地点			生活環境項目	健康項目	実施者
渡内川	1	西番水橋	○	○	東海市
大田川	2	大宮橋	○	○	
	3	木田橋	○	○	
	4	加木屋橋	○	○	
横須賀新川	5	どんど中橋	○	○	
信濃川	6	信濃橋	○	○	知多市
	7	信濃橋	○	○	
	8	長曾橋	○	—	
美濃川	9	記念橋	○	○	
	10	古見橋	○	—	
日長川	11	東橋	○	—	

注) 1. 平成 29 年度（2017 年度）の測定状況である。

2. 調査地点番号は、図 3.2.15 に対応している。

3. 「○」は測定している項目、「—」は測定していない項目を示す。

出典：「平成 30 年版 東海市の環境概況」（東海市）

「知多市の環境 平成 30 年版」（知多市）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況

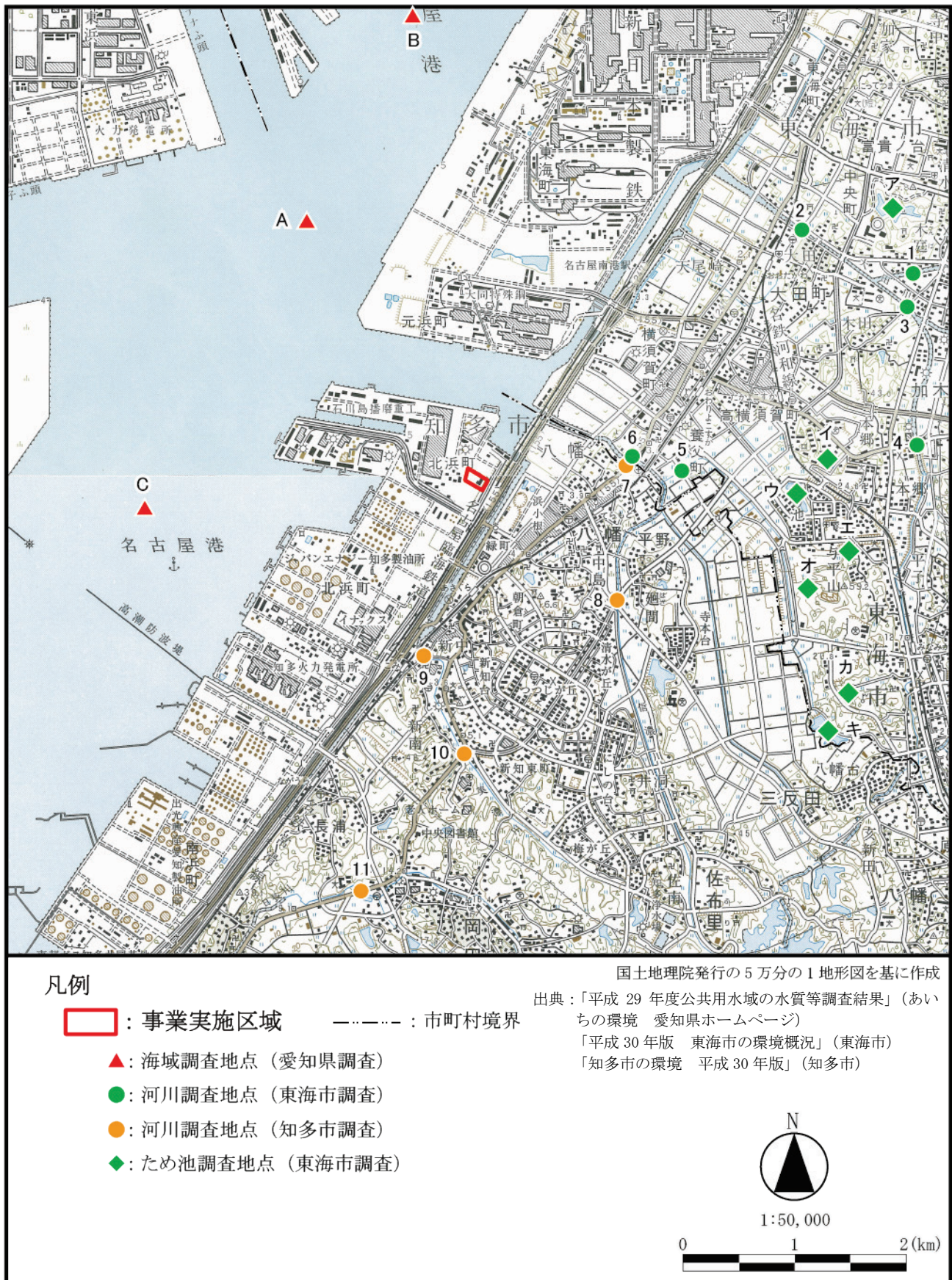


図 3.2.15 事業実施区域周辺における水質調査地点

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(ア) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

事業実施区域周辺における河川水質の生活環境項目調査結果を、表 3.2.17 に、過去5年間の経年変化を、図 3.2.16 に示す。

事業実施区域周辺の河川は、類型は指定されていない。

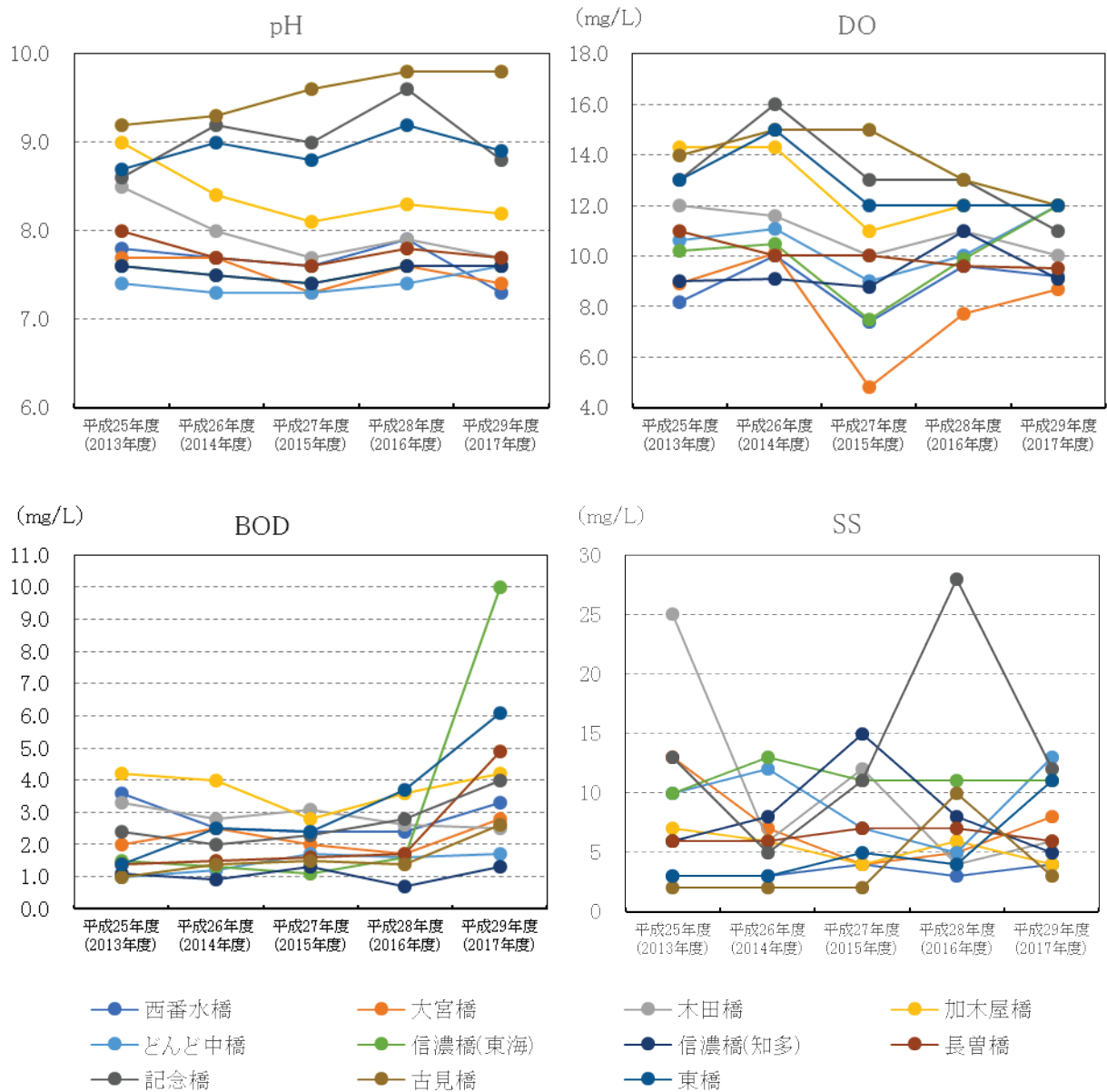
表 3.2.17 河川水質の生活環境項目調査結果（平成29年度（2017年度））

調査地点 項目	渡内川	大田川			横須賀新川	信濃川	環境基準 (参考 C類型)
	1	2	3	4	5	6	
	西番水橋	大宮橋	木田橋	加木屋橋	どんど中橋	信濃橋	
pH	7.3	7.4	7.7	8.2	7.6	7.6	6.5以上8.5以下
DO (mg/L)	9.2	8.7	10	12	12	12	5以上
BOD (mg/L)	3.3	2.8	2.5	4.2	1.7	10	5以下
SS (mg/L)	4	8	6	4	13	11	50以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)	41	8.4	37	61	5.9	14	規定なし

調査地点 項目	信濃川		美濃川		日長川	環境基準 (参考 C類型)
	7	8	9	10	11	
	信濃橋	長曾橋	記念橋	古見橋	東橋	
pH	7.6	7.7	8.8	9.8	8.9	6.5以上8.5以下
DO (mg/L)	9.1	9.5	11	12	12	5以上
BOD (mg/L)	1.3	4.9	4.0	2.6	6.1	5以下
SS (mg/L)	5	6	12	3	11	50以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)	—	—	—	—	—	規定なし

- 注) 1. 表中の各項目の数値は、年間の平均値である。
 2. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。
 3. 全4回の測定結果を平均した値である。
 4. 「—」は測定を行っていないことを表す。
 5. 調査地点番号は、図 3.2.15に対応している。

出典：「平成30年版 東海市の環境概況」（東海市）
 「知多市の環境 平成30年版」（知多市）



出典：「平成26年版～平成30年版 東海市の環境概況」（東海市）
「知多市の環境 平成26年版～平成30年版」（知多市）

図 3.2.16 河川水質の生活環境項目の経年変化

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(イ) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

事業実施区域周辺における河川水質の健康項目調査結果を、表 3.2.18 (1) ～ (2) に示す。

すべての項目について環境基準を達成している。

表 3.2.18 (1) 河川水質の健康項目調査結果（平成 29 年度（2017 年度）、東海市）

（単位：mg/L）

項目	調査地点	渡内川	大田川			横須賀新川	信濃川	環境基準
		1	2	3	4	5	6	
		西番水橋	大宮橋	木田橋	加木屋橋	どんど中橋	信濃橋	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
ふっ素		0.2	0.3	0.2	0.2	<0.1	0.3	0.8以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		3.4	2.6	2.1	3.2	2.5	1.5	10以下

注) 1. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は全2回の平均値である。その他の項目は、1回の測定値である。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 「ND」は検出されないことを、「<」はその値未満であることを表す。

4. 調査地点番号は、図 3.2.15に対応している。

出典：「平成30年版 東海市の環境概況」（東海市）

表 3.2.18 (2) 河川水質の健康項目調査結果（平成 29 年度（2017 年度）、知多市）

（単位：mg/L）

項目	調査地点	信濃川	美濃川	環境基準
		7	9	
		信濃橋	記念橋	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン		ND	ND	検出されないこと
鉛		<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム		<0.01	<0.01	0.05以下
砒素		<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀		ND	ND	検出されないこと
P C B		ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン		<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	0.01以下
セレン		<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1.5	0.61	10以下
ふっ素		0.15	0.15	0.8以下
ほう素		0.20	0.35	1以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	0.05以下

注) 1. 表中の各項目の数値は、全2回の平均値である。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 「ND」は検出されないことを、「<」はその値未満であることを表す。

4. 調査地点番号は、図 3.2.15に対応している。

出典：「知多市の環境 平成30年版」（知多市）

(ウ) ダイオキシン類

事業実施区域周辺の河川において、ダイオキシン類の調査は行われていない。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

イ ため池

事業実施区域周辺におけるため池の水質調査は、東海市により実施されている。ため池の水質調査結果を、表 3.2.19 に、過去5年間ににおける経年変化を、図 3.2.17 に示す。

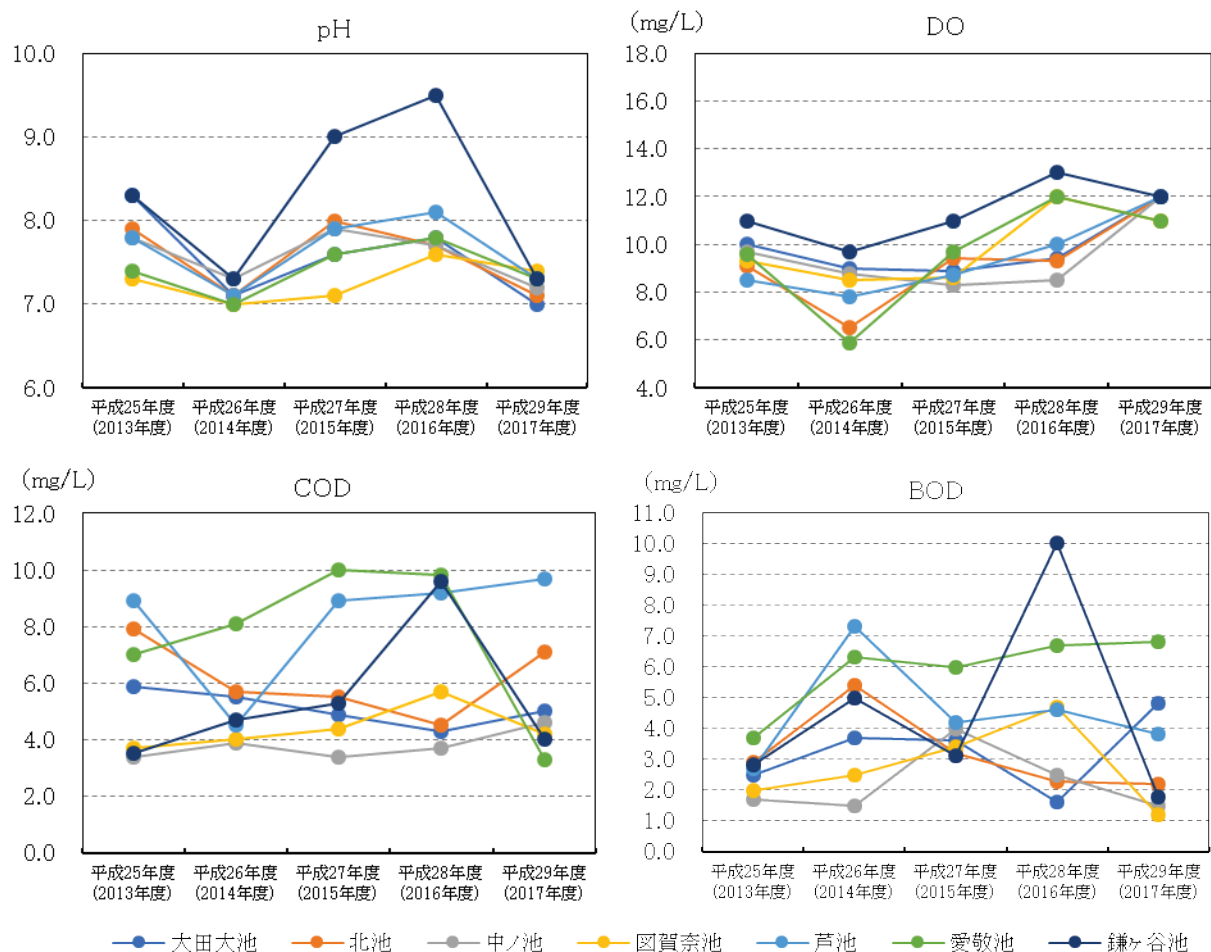
表 3.2.19 ため池の水質調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

調査地点 項目	ア 大田大池	イ 北池	ウ 中ノ池	エ 図賀奈池	オ 芦池	カ 愛敬池	キ 鎌ヶ谷池
pH	7.0	7.1	7.2	7.4	7.3	7.3	7.3
DO (mg/L)	12	12	12	11	12	11	12
COD (mg/L)	5.0	7.1	4.6	4.2	9.7	3.3	4.0
BOD (mg/L)	4.8	2.2	1.5	1.2	3.8	6.8	1.8

注) 1. 表中の各項目の数値は、1回の測定値である。

2. 調査地点番号は、図 3.2.15に対応している。

出典：「平成30年版 東海市の環境概況」（東海市）



出典：「平成26年版～平成30年版 東海市の環境概況」（東海市）

図 3.2.17 ため池の水質調査項目の経年変化

ウ 海域

事業実施区域の周辺海域における公共用水域の水質調査は、愛知県によりC類型水域の3地点で行われている。

事業実施区域周辺における海域の水質調査地点を、表 3.2.20 に示す。

表 3.2.20 事業実施区域周辺における海域の水質調査地点

項目 調査地点		水域・類型			生活環境 項目	健康 項目	ダイオキ シン類	調査 機関
		生活環境項目	全窒素・全磷	水生生物				
A	N-2	名古屋港 (甲) C・ハ	伊勢湾 (イ) IV・イ	伊勢湾 生物A・イ	○	○	○	愛知県
B	M-2				○	○	—	
C	M-3				○	○	—	

- 注) 1. 調査地点Aは、環境基準点である。
2. 「○」は測定している項目、「—」は測定していない項目を示す。
3. 調査地点番号は、図 3.2.15に対応している。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）
「平成29年度公共用水域等水質調査結果（資料編）」（愛知県）

(ア) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

事業実施区域周辺における海域水質の生活環境項目調査結果を、表 3.2.21 (1) ～ (3) に示す。

水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量は、日平均値の75%値でみると、すべての測定点で環境基準（C類型8mg/L以下）を達成している。

富栄養化の指標である全窒素及び全磷のうち全窒素（年平均値）は、すべての測定点で環境基準（IV類型1mg/L以下）を達成している。また、全磷（年平均値）については、M-3地点で環境基準（IV類型0.09mg/L以下）を達成している。

水生生物の保全に係る項目（年平均値）については、すべての測定点で環境基準を達成している。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

表 3.2.21 (1) 海域水質の生活環境項目調査結果（名古屋港、平成 29 年度（2017 年度））

水域・類型	調査地点		水素イオン濃度 (pH)					溶存酸素量 (DO)				
			(－)					(mg/L)				
			最小	最大	平均	環境基準	m/n	最小	最大	平均	環境基準	m/n
名古屋港 (甲) C	A	N-2	7.9	8.5	8.2	7.0 以上 8.3 以下	4/24	3.5	13	7.9	2 以上	0/24
	B	M-2	7.8	8.6	8.2		3/24	4.0	12	7.8		0/24
	C	M-3	7.9	8.5	8.2		6/24	5.2	13	8.5		0/24

水域・類型	調査地点		化学的酸素要求量 (COD)							n-ヘキサン抽出物質 (油分等)				
			(mg/L)							(mg/L)				
			最小	最大	平均	75%値	環境基準	m/n	評価 (75%値)	最小	最大	平均	環境基準	m/n
名古屋港 (甲) C	A	N-2	1.7	6.8	3.1	3.7	8 以下	0/24	○	ND	ND	ND	—	-/2
	B	M-2	1.7	8.8	3.6	3.7		1/24	○	ND	ND	ND		-/2
	C	M-3	1.5	7.5	3.4	4.0		0/24	○	ND	ND	ND		-/2

注) 1. 表中の値は、全層（表層及び中層）の年間平均値を示す。

2. 「ND」は定量下限値未満を示す。

3. 環境基準の欄の「—」は、環境基準の類型が指定されていないことを示す。

4. m/n の欄は、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。

5. 評価の欄の「○」は環境基準を達成していることを示す。

6. 調査地点番号は、図 3.2.15 に対応している。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）

**表 3.2.21 (2) 海域水質の生活環境項目調査結果
（伊勢湾、全窒素・全燐、平成 29 年度（2017 年度））**

水域・類型	調査地点		全窒素 (T-N)						全燐 (T-P)					
			(mg/L)						(mg/L)					
			最小	最大	平均	環境基準	m/n	評価 (平均値)	最小	最大	平均	環境基準	m/n	評価 (平均値)
伊勢湾 (イ) IV	A	N-2	0.59	1.2	0.85	1 以下	2/12	○	0.037	0.17	0.095	0.09 以下	8/12	×
	B	M-2	0.44	1.4	0.94		4/12	○	0.027	0.16	0.095		7/12	×
	C	M-3	0.30	1.1	0.76		1/12	○	0.021	0.16	0.087		6/12	○

注) 1. 表中の値は、全層（表層及び中層）の年間平均値を示す。

2. m/n の欄は、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。

3. 評価の欄の「○」は環境基準を達成していることを示す。

4. 調査地点番号は、図 3.2.15 に対応している。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）

表 3.2.21 (3) 海域水質の生活環境項目調査結果
(伊勢湾、水生生物の生息状況、平成 29 年度 (2017 年度))

水域・ 類型	調査 地点		全亜鉛 (mg/L)				
			最小	最大	平均	環境基準	評価 (平均値)
伊勢湾 生物 A	A	N-2	0.005	0.011	0.008	0.02 以下	0/12 ○
	B	M-2	0.008	0.012	0.010		0/4 ○
	C	M-3	0.004	0.011	0.007		0/4 ○

水域・ 類型	調査 地点		ノニルフェノール (mg/L)				
			最小	最大	平均	環境基準	評価 (平均値)
伊勢湾 生物 A	A	N-2	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.001 以下	0/12 ○
	B	M-2	<0.00006	<0.00006	<0.00006		0/4 ○
	C	M-3	<0.00006	<0.00006	<0.00006		0/4 ○

水域・ 類型	調査 地点		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) (mg/L)				
			最小	最大	平均	環境基準	評価 (平均値)
伊勢湾 生物 A	A	N-2	<0.0006	0.0011	0.0006	0.01 以下	0/12 ○
	B	M-2	<0.0006	0.0014	0.0008		0/4 ○
	C	M-3	<0.0006	<0.0006	<0.0006		0/4 ○

- 注) 1. 表中の値は、全層（表層及び中層）の年間平均値を示す。
2. m/n の欄は、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。
3. 評価の欄の「○」は環境基準を達成していることを示す。
4. 「<」はその値未満であることを表す。
5. 調査地点番号は、図 3.2.15 に対応している。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）

(イ) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

事業実施区域周辺における海域水質の健康項目調査結果を、表 3.2.22 に示す。

すべての項目について環境基準を達成している。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

表 3.2.22 海域水質の健康項目調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

（単位：mg/L）

調査地点 項目	名古屋港（甲）						環境基準
	A		B		C		
	N-2		M-2		M-3		
	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	
カドミウム	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	0.003以下
全シアン	ND	0/4	ND	0/2	ND	0/2	検出されないこと
鉛	<0.005	0/4	<0.005	0/2	<0.005	0/2	0.01以下
六価クロム	<0.01	0/4	<0.01	0/2	<0.01	0/2	0.05以下
砒素	<0.005	0/2	—	—	—	—	0.01以下
総水銀	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	ND	0/1	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0/2	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	0/2	—	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0/2	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	0/2	—	—	—	—	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0/2	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	0/2	—	—	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0/2	—	—	—	—	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	0/2	—	—	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0/2	—	—	—	—	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0/2	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	<0.0006	0/2	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	<0.0003	0/2	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	0/2	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	<0.001	0/2	—	—	—	—	0.01以下
セレン	<0.002	0/4	—	—	—	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	10以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0/1	—	—	—	—	0.05以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 「ND」は検出されないこと、「—」は測定を行っていないことを、「<」はその値未満であることを表す。

4. m/n の欄は、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。

5. 調査地点番号は、図 3.2.15に対応している。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）

(ウ) ダイオキシン類

事業実施区域周辺における海域水質のダイオキシン類の調査は愛知県により調査地点A（N-2）で行われている。平成 29 年度（2017 年度）の調査結果は、0.18pg-TEQ/L で、環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）を達成している。

エ 水底の底質

(ア) 水底の底質調査結果

事業実施区域周辺における水底の底質調査は、海域の水質調査地点のA（N-2）において実施されており、水底の底質調査結果を、表 3.2.23 に示す。

表 3.2.23 水底の底質調査結果（平成 29 年度（2017 年度））

水域名		伊勢湾	
調査地点		A	
		N-2	
調査年月日		H29. 9. 14	
一般項目	気温	℃	26.4
	泥温	℃	23.7
	臭気	—	弱硫化水素臭
	強熱減量	%	7.9
	含水率	%	69.7
	酸化還元電位	mV	-110
	粒度分布	礫（2mm メッシュ以上）	%
		砂質（63μm メッシュ以上）	%
		泥質	%
	pH	—	6.7
	COD	mg/g	18
	全硫化物	mg/g	0.86
健康項目	ヨウ素消費量	mg/g	—
	カドミウム	ppm	1.00
	全シアン	ppm	<0.5
	鉛	ppm	67
	砒素	ppm	13
	総水銀	ppm	0.40
	アルキル水銀	ppm	<0.01
特殊項目	PCB	ppm	0.10
	フェノール類	ppm	0.6
	銅	ppm	97
	亜鉛	ppm	440
	総クロム	ppm	100
	全窒素	ppm	1600
	全燐	ppm	220

注）1. 「<」はその値未満であることを表す。

2. 調査地点番号は、図 3.2.15に対応している。

出典：「平成 29 年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県ホームページ）

(イ) 水底の底質ダイオキシン類調査結果

事業実施区域周辺における海域の水底の底質のダイオキシン類の調査は、愛知県により調査地点A（N-2）で行われている。平成 29 年度（2017 年度）の調査結果は、1.1pg-TEQ/L で、環境基準（150 pg-TEQ/L 以下）を達成している。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況

3.2.6 地形及び地質の状況

(1) 地形

事業実施区域周辺における地形の状況を、図 3.2.18 に示す。

伊勢湾に繋がる主な河川である大田川及び信濃川の周辺等水辺沿いでは「谷底平野・氾濫平野」がみられ、その周囲が「丘陵地」や「段丘」となっている。

事業実施区域は、「干拓地」が広がっている。

(2) 地質

事業実施区域周辺における地質の状況を、図 3.2.19 に示す。

伊勢湾に繋がる主な河川である大田川及び信濃川の周辺等水辺沿いでは主に「砂・泥・礫を主とする層」がみられ、その周囲が「火山灰層」となっている。

事業実施区域は、「埋立地」である。

(3) 活断層

事業実施区域周辺における活断層の状況を、図 3.2.20 に示す。

事業実施区域周辺における主な活断層として、“加木屋-成岩断層”が存在している。

活断層の存在の確かさを表す確実度は、“加木屋-成岩断層”は確実度Ⅰ（活断層の存在が確実）となっている。

活断層における活動が頻繁かどうかを判断するための目安となる活動度は、「愛知県活断層アトラス」（平成9年9月 愛知県）によると、“加木屋-成岩断層”で活動度Bとなっている。

なお、活断層の活動度とは、活断層の活動の程度をいい、過去の平均変位速度（s）で表しており、1,000年間あたりの変位量を、1mと0.1mを境に、A、B、Cの3ランクに区分する。

活断層の活動度の分類を、表 3.2.24 に示す。

表 3.2.24 活断層の活動度の分類

活動度の分類	第四紀の平均変位速度 s （単位はm／1000 年）		
	A	B	C
	$10 > s \geq 1$	$1 > s \geq 0.1$	$0.1 > s \geq 0.01$

出典：「愛知県活断層アトラス」（平成9年9月 愛知県）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況



図 3.2.18 事業実施区域周辺における地形の状況

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況



図 3.2.19 事業実施区域周辺における地質の状況

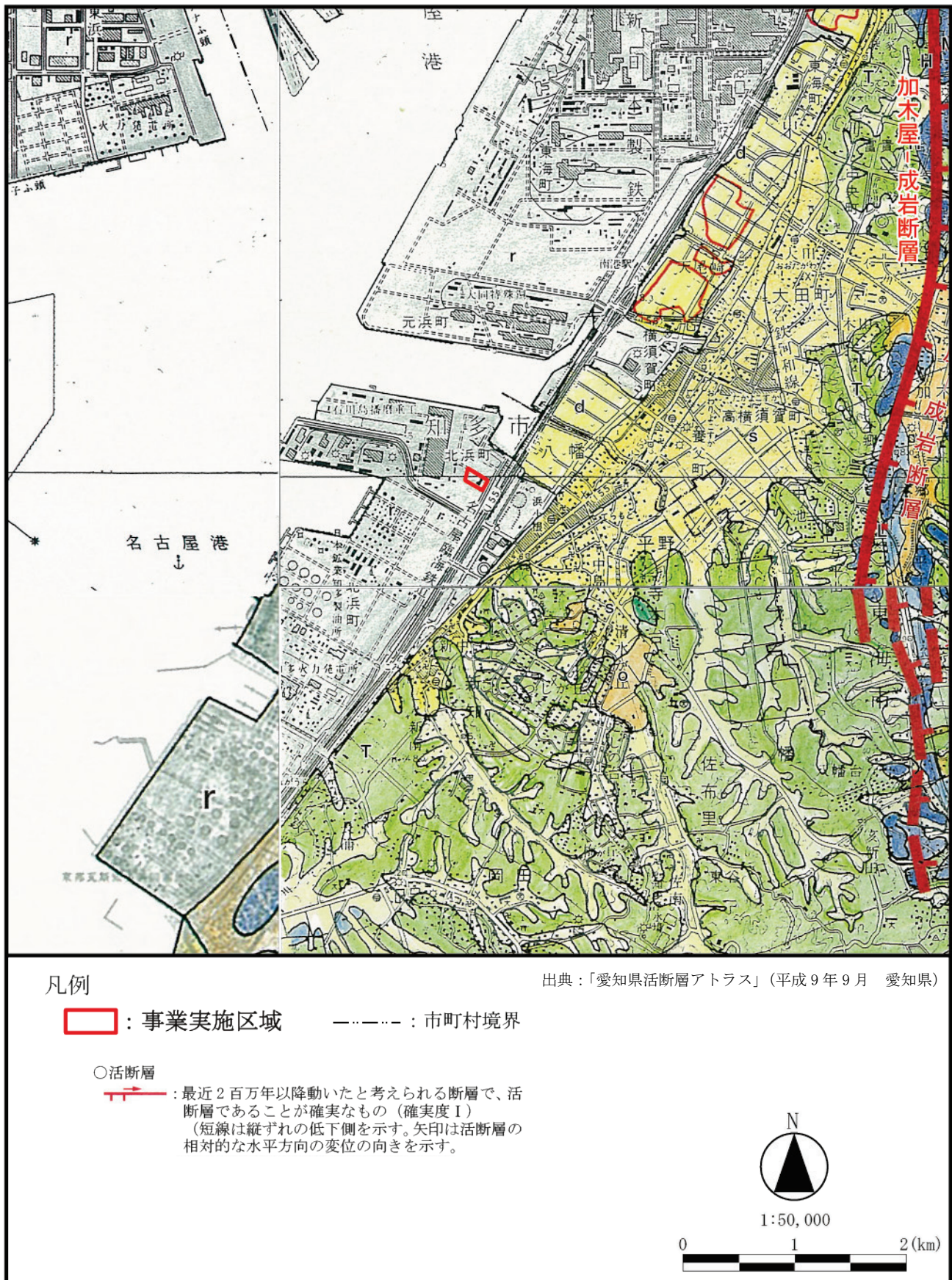


図 3.2.20 事業実施区域周辺における活断層の状況

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

3.2.7 地盤、地下水及び土壌の状況

(1) 地盤

事業実施区域周辺における地盤沈下の状況を、表 3.2.25 に示す。

事業実施区域周辺を含む知多地域における有効水準点 54 点のうち、沈下した水準点は 34 点（有効水準点の 63%）であり、地盤沈下の目安とされている 1 年間又は 1 年当たりで 1 cm 以上沈下した水準点は観測されていない。

表 3.2.25 地盤沈下の状況（平成 28 年（2016 年））

（単位：点）

地域	測量 水準 点数	有効 水準 点数 (A)	沈下点数 (B)					割合 (B/A)
				0.5cm 未満	0.5cm 以上 1cm 未満	1cm 以上 2cm 未満	2cm 以上	
知多地域	64	54	34	34	0	0	0	63%

注）知多地域の変動量は、前回の観測が平成 24 年（2012 年）のため、4 年間の変動量を 1 年間に換算している。
出典：「平成 28 年 地盤沈下調査結果」（愛知県）

(2) 地下水

愛知県では、県内の全体的な地下水質の概況を把握するために、メッシュ調査（県内を約 5 km または約 10km メッシュに区分し、毎年度新規地点を調査）及び定点調査（同一地点における経年変化を調査）を実施している。

事業実施区域に近い地下水質調査地点として、平成 28 年度（2016 年度）は東海市浅山においてメッシュ調査が行われている。

地下水質調査結果を、表 3.2.26 に示す。

調査結果によると、すべての項目で環境基準を達成している。

表 3.2.26 地下水質調査結果（平成 28 年度（2016 年度））

調査地点		東海市浅山	環境基準
使用用途		工業用水	
不圧／被圧帯水層の別		不圧	
採水年月日		平成 28 年 9 月 6 日	
カドミウム	mg/L	<0.0005	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	<0.10	10 以下
ふっ素	mg/L	0.10	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.03	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下

注) 1. 「<」は、その値未満であることを表す。

2. 平成 29 年（2017 年）4 月 1 日に塩化ビニルモノマーの名称が「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されている。

出典：「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(3) 土壌

事業実施区域周辺における土壌の状況を、図 3.2.21 に示す。

事業実施区域は、埋立地であり、事業実施区域周辺における土壌は、「台地及び低地土壌（農地土壌）」に属する「灰色低地土壌」、「細粒グライ土壌」や、「丘陵地地域の土壌（林地土壌）」に属する「乾性褐色森林土壌」等が多く分布している。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況

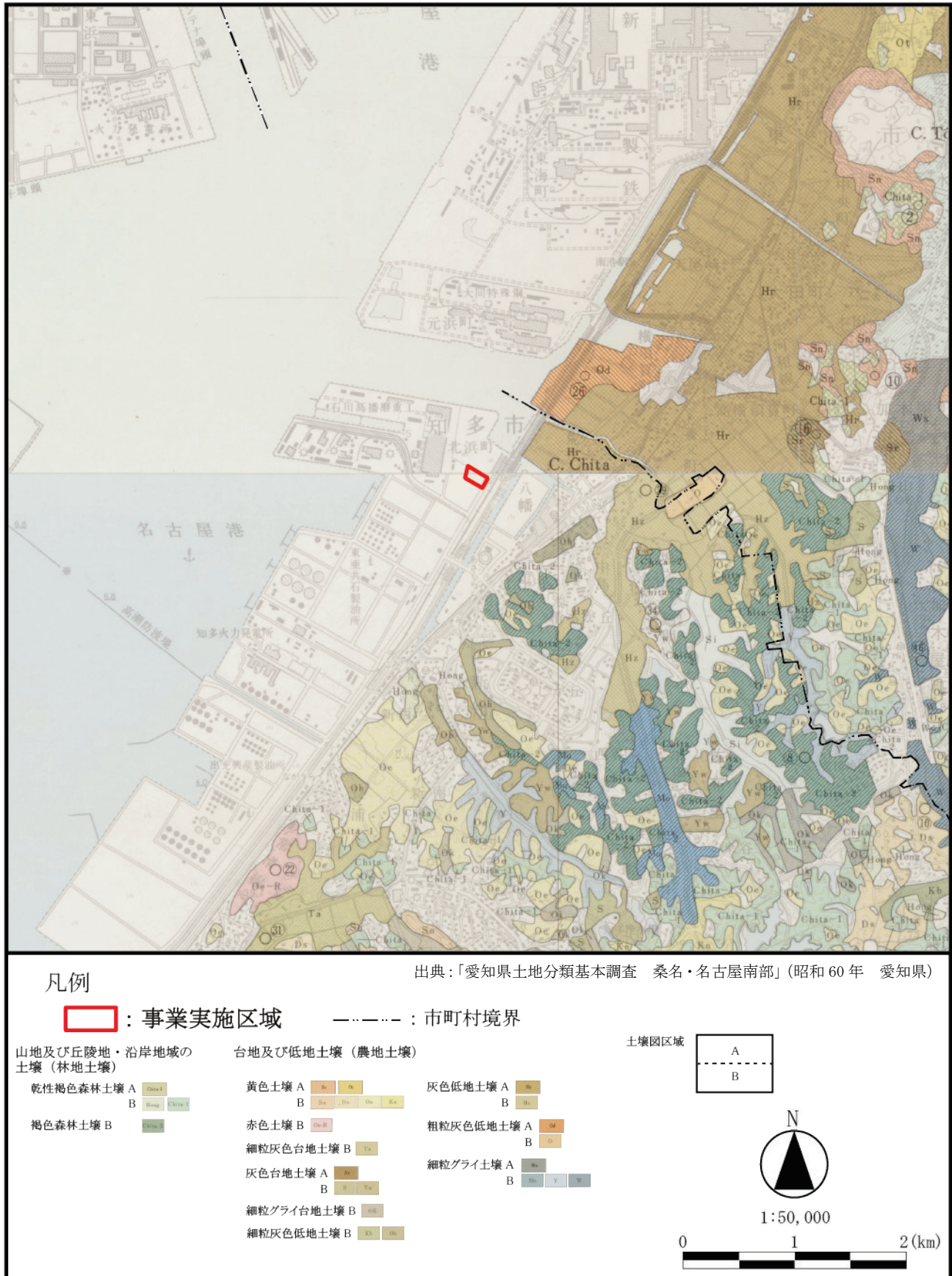


図 3.2.21 事業実施区域周辺における土壌の状況

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(4) その他

事業実施区域が位置する知多市北浜町は埋立地であり、昭和 58 年（1983 年）に旧知多市清掃センターが建設される以前は民間企業が使用していた。平成 15 年（2003 年）に現在の知多市清掃センターが完成したのちに旧知多市清掃センターは取り壊され、工場棟であった部分は、現在、駐車場や緩衝緑地として使用されている。

事業実施区域において、旧知多市清掃センターの建設前の昭和 55 年（1980 年）11 月に、ボーリング調査を実施している。事業実施区域におけるボーリング調査地点を、図 3.2.22 に、事業実施区域におけるボーリング調査結果を、図 3.2.23 に示す。

①、②地点とも、地表から深度 22～23m 程までは表土、粘土層、砂層、砂質シルト層で、N 値は 20 以下であるが、深度 23m 以降では、N 値が 50 以上の固結土となっている。

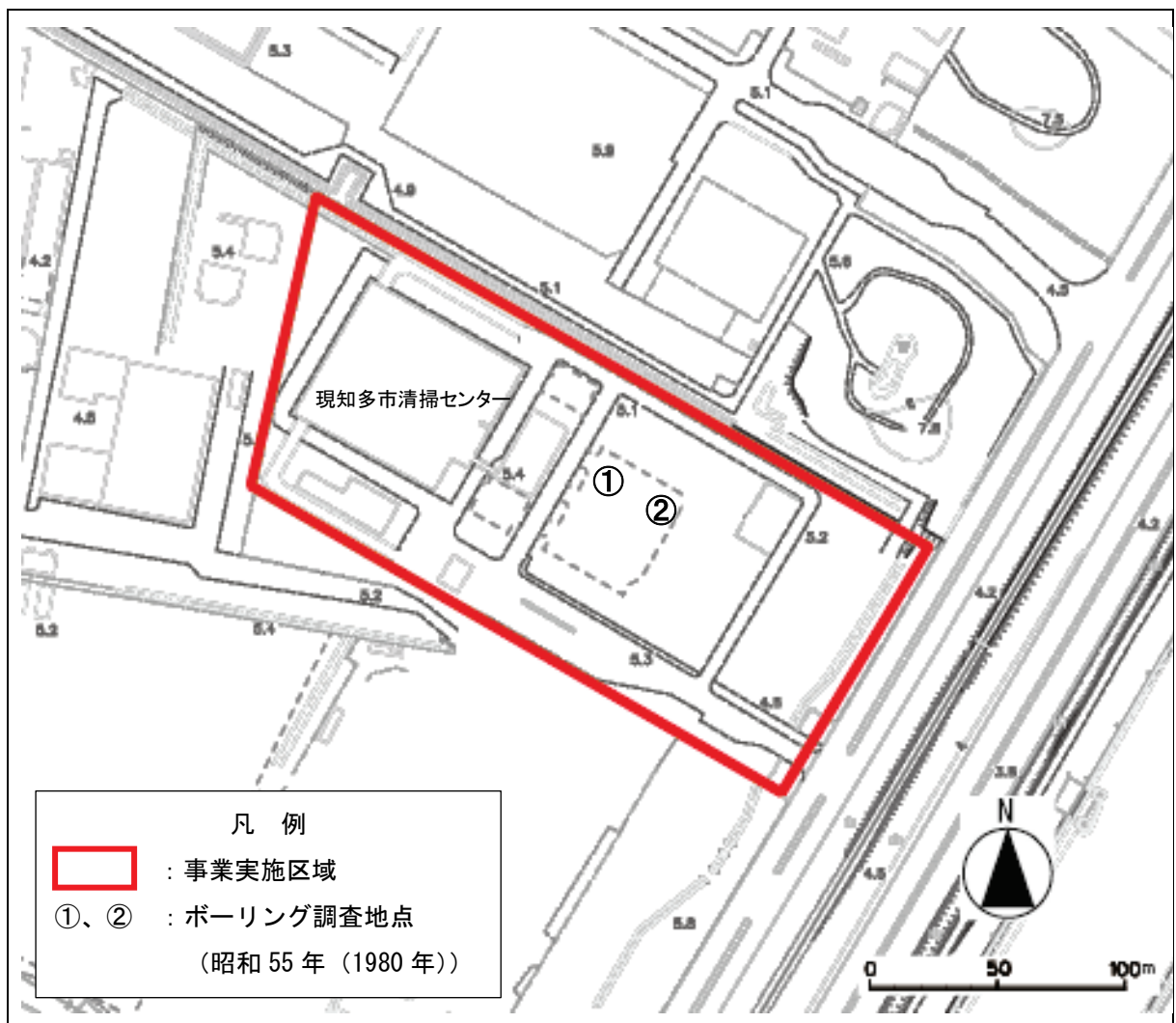


図 3.2.22 事業実施区域におけるボーリング調査地点

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況

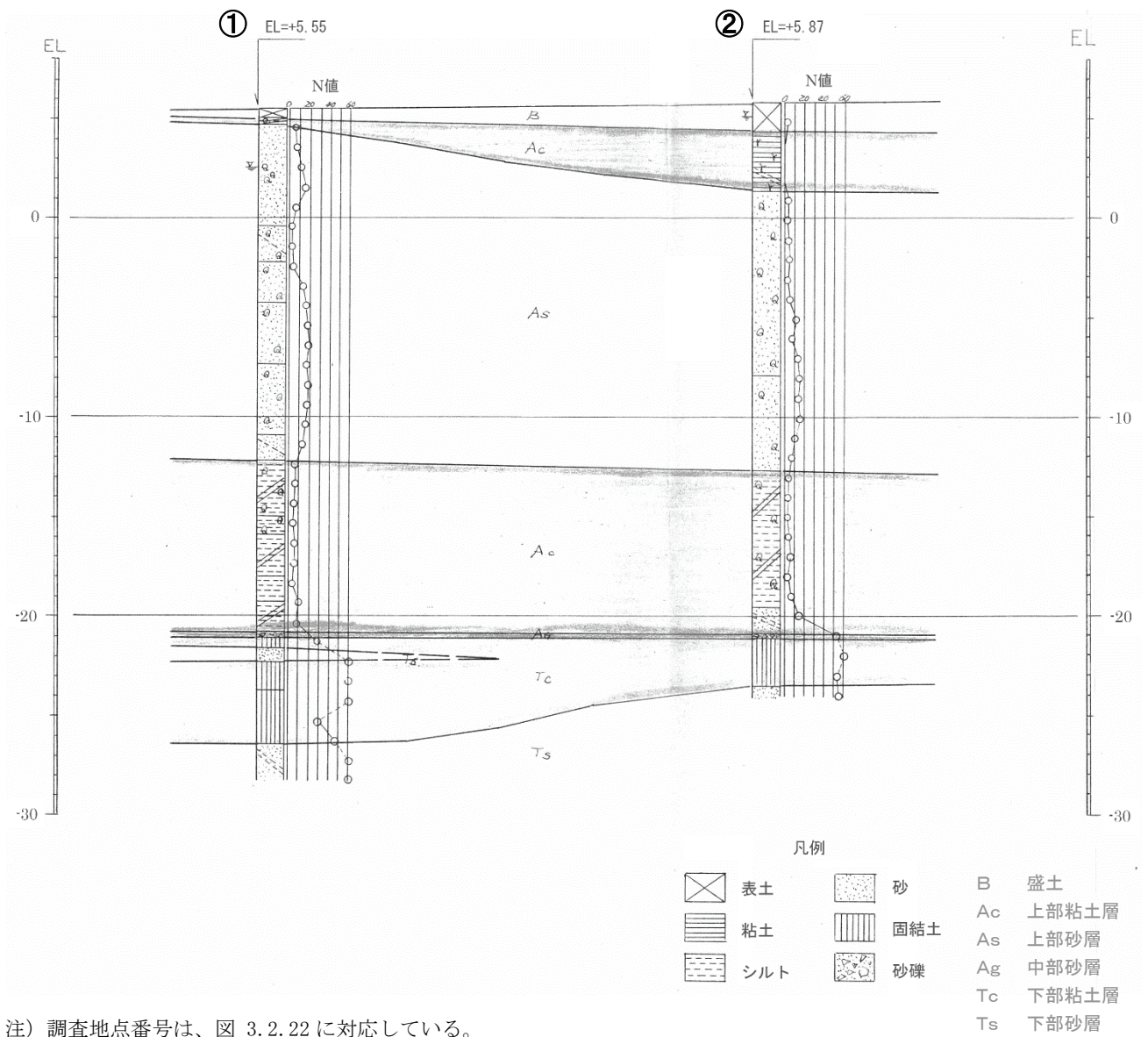


図 3.2.23 事業実施区域におけるボーリング調査結果

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

3.2.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

ア 動物相の状況

事業実施区域周辺で見られる動物種を以下に示す。

(ア) 哺乳類

丘陵地の雑木林や水辺環境を中心にコウベモグラ、ノウサギ、カヤネズミ等の生息が確認されている。東海市大池公園でイタチが確認されている。

また、外来種としてヌートリアが確認されている。

(イ) 鳥類

河川や池、水田、海岸部などの水辺環境ではサギ類、カモ類、シギ・チドリ類等が確認されている。公園など樹木の多い地域ではオオルリ、キビタキ、コルリ等が、市街地ではスズメ、ツバメ、ヒヨドリ、キジバト、ハクセキレイ等が確認されている。オオタカ、トビ、サシバ等の猛禽類も確認されている。

(ウ) 爬虫類

大小の池や水田にニホンイシガメ、クサガメが生息し、水田に接する丘陵地にはヤマカガシ、シマヘビが、畑や道路わきなどにはカナヘビ、トカゲ等が確認されている。

また、外来種としてミシシippアカミミガメが確認されている。

(エ) 両生類

トノサマガエル、ダルマガエル等が河川や池、水田等で確認されている。知多市日長地区ではトウキョウサンショウウオが確認されている。

また、外来種としてウシガエルが確認されている。

(オ) 魚類

河川やため池でドジョウ、コイ、ウナギ、モツゴ等、止水域ではミナミメダカ等が確認されている。

また、外来種としてオオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル、カダヤシ等が確認されている。

海域ではボラ、スズキ、シロギス等が確認されている。

(カ) 昆虫類、クモ類

河川や水田等の水辺環境が多いことを反映して、トンボ類（オニヤンマ、シオカラトンボ等）、ユスリカ類、平地の草地にはバッタ類（トノサマバッタ、キリギリス等）、チョウ類（アオスジアゲハ、モンシロチョウ、キマダラセセリ等）、ヒメタイコウチ等が確認されている。公園、神社などでオオカマキリ、エンマコオロギ、カブトムシ、ノコギリクワガタ、ゴマダラカミキリ、ミツバチ、スズメバチ、アブラゼミ、チャバネゴキブリ等が確認されている。

また、クモ類（ワスレナグモ等）が確認されている。

(キ) 甲殻類、貝類

東海市の信濃川ではコメツキガニ、ベンケイガニ等が確認されている。知多市の新舞子

海岸ではイソガニ、クルマエビ、ハマトビムシ等が確認されている。陸産貝類ではニッポンマイマイ、ナミコギセル等が、淡水産ではオオタニシ、カワニナ、ヒメモノアラガイ等が、海産ではアカガイ、アサリ、シオフキ等が確認されている。

また、外来種として河川や水田等にアメリカザリガニが確認されている。

出典：「レッドデータブックあいち 2009」（愛知県ホームページ）

「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

イ 重要な動物種の状況

(7) 重要な動物種の選定根拠等

重要な動物種の選定根拠を、表 3.2.27 に、選定根拠に定められた重要な動物種の選定基準を、表 3.2.28 に示す。また、重要な動物種の確認文献を、表 3.2.29 に示す。

表 3.2.27 重要な動物種の選定根拠

法令及び文献			選定根拠
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 ・ 国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号)	・ 県指定天然記念物
	③	「東海市文化財保護条例」(昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号) 「知多市文化財保護条例」(平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号)	・ 市指定天然記念物 ・ 市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	・ 国内希少野生動植物種 ・ 国際希少野生動植物種 ・ 特定国内希少野生動植物種 ・ 緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号)	・ 指定希少野生動植物種
文献による指定	⑥	「環境省レッドリスト 2018」(平成 30 年 5 月 環境省) 「環境省版海洋生物レッドリスト 2017」(環境省ホームページ)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧 I A 類 (CR) ・ 絶滅危惧 I B 類 (EN) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(平成 27 年 1 月 愛知県)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧 I A 類 (CR) ・ 絶滅危惧 I B 類 (EN) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP) ・ 国リスト

表 3.2.28 重要な動物種の選定基準

区分			選定基準	
①	特別天然記念物		国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物		国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物		県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物		市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種		その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種		国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種		次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種		環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物種の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種	
⑤	指定希少野生動植物種		県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物種 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生動植物 四 その種の個体の生息又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生動植物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物	
⑥	絶滅（EX）		我が国では既に絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅（EW）		飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧	絶滅危惧種Ⅰ類（CR+EN）		絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧ⅠA類（CR）		ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）		ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）		絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種	
	情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種	
地域個体群（LP）		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑦	絶滅（EX）・野生絶滅（EW）		愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種Ⅰ類（CR+EN）		絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）		ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）		ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）		絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
	情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種	
	地域個体群（LP）		その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群	
国リスト		環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。		

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

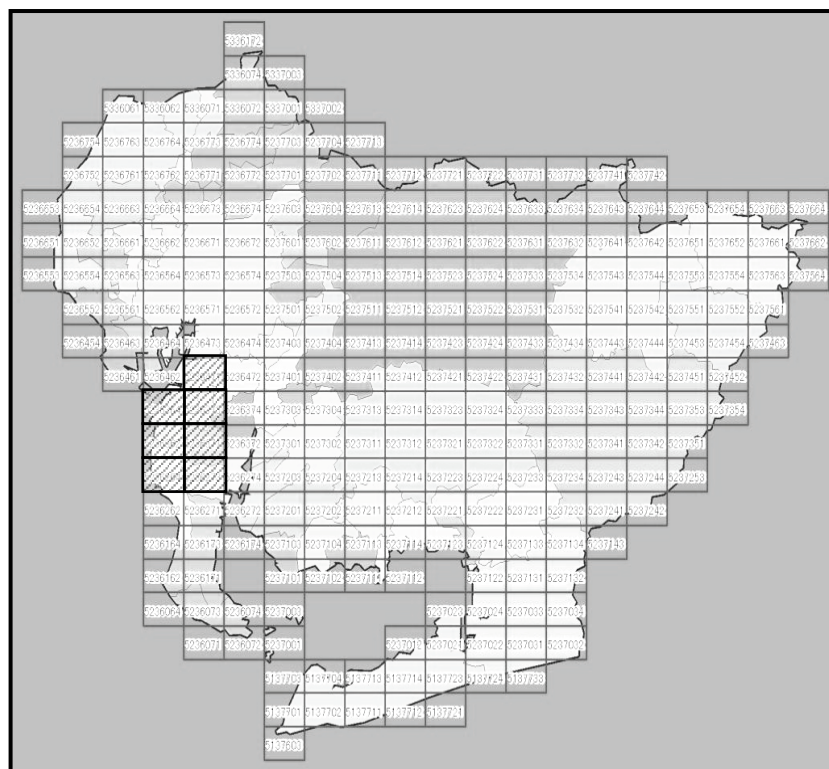
表 3.2.29 重要な動物種の確認文献

文献名		対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（平成21年3月 愛知県） 「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成27年3月 愛知県）	哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、クモ類及び貝類のうち、東海市及び知多市が含まれるメッシュ（7メッシュ）で確認された種
B	「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年3月 愛知県）	調査対象種（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫類及び陸産貝類）のうち、東海市及び知多市が含まれるメッシュ（7メッシュ）で確認された種
C	「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成7年3月 東海市） 「知多市誌 本文編」（昭和56年3月 知多市）	東海市及び知多市で確認された動物種のうち、表 3.2.27 の法令及び文献に掲載された種の状況

表 3.2.29 の文献A及び文献Bにおいて示している重要な動物種を把握した調査範囲は両市が含まれる7つのメッシュとした。

また、表 3.2.41 の文献A及び文献Cにおいて示している重要な植物種も動物種と同様の調査範囲となっている。

重要な動植物種の調査範囲を、図 3.2.24 に示す。



出典：「レッドデータブックあいち 2009」（愛知県ホームページ）

図 3.2.24 重要な動植物種の文献調査範囲

(イ) 重要な動物種の状況

「(ア) 重要な動物種の選定根拠等」から選定した重要な動植物の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。

a 哺乳類

事業実施区域周辺における重要な動物種（哺乳類）の状況を、表 3.2.30 に示す。

事業実施区域周辺では、2 目 2 科 2 種の生息が確認されている。

表 3.2.30 重要な動物種（哺乳類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
齧歯目（ネズミ目）	ネズミ科	カヤネズミ							VU
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ							NT
2 目	2 科	2 種	—	—	—	—	—	—	2 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ⑤「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑥「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑦「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 5 月 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥⑦/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

b 鳥類

事業実施区域周辺における重要な動物種（鳥類）の状況を、表 3.2.31 に示す。

事業実施区域周辺では、8 目 15 科 26 種の生息が確認されている。

表 3.2.31 重要な動物種（鳥類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ						NT	CR● VU△
		チュウサギ						NT	国リ● 国リ△
タカ目	タカ科	オオタカ						NT	NT● NT◇
		ハイタカ						NT	国リ◇
		サシバ						VU	VU● NT△
	ミサゴ科	ミサゴ						NT	VU●
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ						NT	EN● NT△
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ						VU	VU● NT◇
ツル目	クイナ科	クイナ							NT◇
		バン							VU● NT◇
チドリ目	タマシギ科	タマシギ						VU	EN● VU△
	セイタカシギ科	セイタカシギ						VU	VU● NT◇
	チドリ科	シロチドリ						VU	VU● NT◇
		イカルチドリ							VU● NT◇
		ケリ						DD	国リ● 国リ◇
	シギ科	ハマシギ						NT	NT◇
		タカブシギ						VU	EN△
	カモメ科	コアジサシ				国際		VU	EN● NT△
ホトトギス目	ホトトギス科	カッコウ							VU●
		ツツドリ							NT●
		ジュウイチ							VU●
スズメ目	ホオジロ科	シマアオジ						CR	
	セキレイ科	ビンズイ							EX●
	ヒタキ科	コルリ							NT●
		アカハラ							CR●
		コサメビタキ							NT●
8 目	15 科	26 種	—	—	—	1 種	—	16 種	25 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物

②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物

③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物

「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種

- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日 愛知県条例第3号)に基づく指定希少野生動植物種
 - ⑥「環境省レッドリスト2018」(平成30年5月 環境省)の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
 - ⑦「レッドリストあいち2015」(平成27年1月 愛知県)の掲載種
2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。
- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
 - ② /県天：県指定天然記念物
 - ③ /市天：市指定天然記念物
 - ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
 - ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
 - ⑥ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
 - ⑦ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、国リ：国リスト、
●：繁殖、 △：通過、 ◇：越冬

出典：「レッドデータブックあいち2009(動物編)」(平成21年3月 愛知県)

「レッドリストあいち2015 新掲載種の解説」(平成27年3月 愛知県)

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書(自然環境保全基礎調査)[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」(平成元年3月 愛知県)

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」(平成7年3月 東海市)

「知多市誌 本文編」(昭和56年3月 知多市)

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

c 爬虫類

事業実施区域周辺における重要な動物種（爬虫類）の状況を、表 3.2.32 に示す。

事業実施区域周辺では、2 目 3 科 4 種の生息が確認されている。

表 3.2.32 重要な動物種（爬虫類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ						EN	EN
	スッポン科	ニホンスッポン						DD	DD
有鱗目	ナミヘビ科	ヤマカガシ							DD
		シロマダラ							DD
2 目	3 科	4 種	—	—	—	—	—	2 種	4 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 5 月 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥⑦/E X：絶滅、E W：野生絶滅、C R+E N：絶滅危惧Ⅰ類、C R：絶滅危惧ⅠA類、
E N：絶滅危惧ⅠB類、V U：絶滅危惧Ⅱ類、N T：準絶滅危惧、D D：情報不足、L P：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

d 両生類

事業実施区域周辺における重要な動物種（両生類）の状況を、表 3.2.33 に示す。
事業実施区域周辺では、2 目 2 科 6 種の生息が確認されている。

表 3.2.33 重要な動物種（両生類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
有尾目 (サンショウウオ目)	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ						VU	EN
		トウキョウサンショウウオ						VU	
無尾目（カエル目）	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル						EN	VU
		ツチガエル							DD
		ヤマアカガエル							DD
		トノサマガエル						NT	国リ
2 目	2 科	6 種	—	—	—	—	—	4 種	5 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 5 月 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥ /EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、 CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑦ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、国リ：国リスト

3. カスミサンショウウオとトウキョウサンショウウオは同一種と考えられており、現在はカスミサンショウウオと整理されている。

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県）
「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）
「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）〔保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料〕」（平成元年 3 月 愛知県）
「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成 7 年 3 月 東海市）
「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

e 魚類

事業実施区域周辺における重要な動物種（魚類）の状況を、表 3.2.34 に示す。

事業実施区域周辺では、2 目 4 科 4 種の生息が確認されている。

表 3.2.34 重要な動物種（魚類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
コイ目	コイ科	カワバタモロコ						EN	EN
	ドジョウ科	ドジョウ						NT	VU
	タニノボリ科	ホトケドジョウ						EN	EN
スズキ目	ハゼ科	トビハゼ						NT	VU
2 目	4 科	4 種	—	—	—	—	—	4 種	4 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 5 月 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑦ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、国リ：国リスト

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）〔保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料〕」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

f 昆虫類

事業実施区域周辺における重要な動物種（昆虫類）の状況を、表 3.2.35 に示す。
事業実施区域周辺では、7 目 22 科 26 種の生息が確認されている。

表 3.2.35 重要な動物種（昆虫類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
カメムシ目	アメンボ科	オオアメンボ							NT
	コオイムシ科	タガメ						VU	EN
		コオイムシ						NT	国リ
	タイコウチ科	ヒメタイコウチ							NT
	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメムシ						NT	
コウチュウ目	オサムシ科	ツツイキバナガミズギワゴミムシ						NT	EN
		オオヒョウタンゴミムシ						NT	VU
	コツブゲンゴロウ科	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ						VU	NT
	コメツキムシ科	アカアシコハナコメツキ							NT
	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ						VU	
	ミズスマシ科	ミズスマシ						VU	VU
		オオミズスマシ						NT	NT
	ガムシ科	コガムシ						DD	
ゴキブリ目	オオゴキブリ科	オオゴキブリ							NT
チョウ目	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン						VU	NT
	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ						NT	国リ
バッタ目	クツワムシ科	タイワンクツワムシ							NT
	バッタ科	ヤマトマダラバッタ							NT
トンボ目	イトトンボ科	ベニイトトンボ						NT	VU
		モートンイトトンボ						NT	NT
	トンボ科	ノシメトンボ							NT
	サナエトンボ科	ナゴヤサナエ						VU	VU
	ヤンマ科	アオヤンマ						NT	EN
ハチ目	スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ						DD	国リ
	ミツバチ科	ルリモンハナバチ						DD	国リ
	アナバチ科	キゴシジガバチ							NT
7 目	22 科	26 種	—	—	—	—	—	18 種	23 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 5 月 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑦ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、国リ：国リスト

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

g クモ類

事業実施区域周辺における重要な動物種（クモ類）の状況を、表 3.2.36 に示す。
事業実施区域周辺では、1 目 3 科 4 種の生息が確認されている。

表 3.2.36 重要な動物種（クモ類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
クモ目	トタテグモ科	キシノウエトタテグモ						NT	VU
		キノボリトタテグモ						NT	VU
	カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ						NT	VU
	ジグモ科	ワスレナグモ						NT	VU
1 目	3 科	4 種	—	—	—	—	—	4 種	4 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 5 月 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥⑦/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県）
「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）
「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）
「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）
「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

h 甲殻類

事業実施区域周辺における重要な動物種（甲殻類）の状況を、表 3.2.37 に示す。

事業実施区域周辺では、1 目 1 科 1 種の生息が確認されている。

表 3.2.37 重要な動物種（甲殻類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
十脚目 (エビ目)	ベンケイガニ科	ベンケイガニ						NT	
1 目	1 科	1 種	—	—	—	—	—	1 種	—

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号)に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」(昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号)に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」(平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号)に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号)に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」(平成 30 年 5 月 環境省)の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
「環境省版海洋生物レッドリスト 2017」(環境省ホームページ)の魚類、サンゴ類、甲殻類、軟体動物(頭足類)、その他無脊椎動物
- ⑦「レッドリストあいち 2015」(平成 27 年 1 月 愛知県)の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥⑦/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009(動物編)」(平成 21 年 3 月 愛知県)

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」(平成 27 年 3 月 愛知県)

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書(自然環境保全基礎調査)[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」(平成元年 3 月 愛知県)

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」(平成 7 年 3 月 東海市)

「知多市誌 本文編」(昭和 56 年 3 月 知多市)

i 貝類

事業実施区域周辺における重要な動物種（貝類）の状況を、表 3.2.38 に示す。
事業実施区域周辺では、1 目 2 科 2 種の生息が確認されている。

表 3.2.38 重要な動物種（貝類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
マイマイ目 (柄眼目)	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ						NT	NT
	オナジマイマイ科	クチマガリマイマイ						NT	NT
1 目	2 科	2 種	—	—	—	—	—	2 種	2 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 5 月 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥⑦/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県）
「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）
「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）
「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）
「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

(ウ) 注目すべき生息地等

事業実施区域周辺において、注目すべき生息地等は確認されていない。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(2) 植物

ア 植物相の状況

事業実施区域周辺における現存植生図を、図 3.2.25 に示す。

事業実施区域周辺は、市街地及び田畑の多い地帯であり、植生では畑雑草群落、水田雑草群落が大部分を占め、部分的に果樹園等も見られる。

自然植生は、ヤブコウジースダジイ群集が一部存在する。

事業実施区域周辺は、工場地帯が広がっている。

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況



図 3.2.25 事業実施区域周辺における現存植生図

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

イ 重要な植物種の状況

(7) 重要な植物種の選定根拠等

重要な植物種の選定根拠を、表 3.2.39 に、選定根拠に定められた重要な植物種の選定基準を、表 3.2.40 に示す。また、重要な植物種の確認文献を、表 3.2.41 に示す。

表 3.2.39 重要な植物種の選定根拠

法令及び文献			選定根拠
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 ・ 国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号)	・ 県指定天然記念物
	③	「東海市文化財保護条例」(昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号) 「知多市文化財保護条例」(平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号)	・ 市指定天然記念物 ・ 市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	・ 国内希少野生動植物種 ・ 国際希少野生動植物種 ・ 特定国内希少野生動植物種 ・ 緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号)	・ 指定希少野生動植物種
文献による指定	⑥	「環境省レッドリスト 2018」 (平成 30 年 5 月 環境省)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧 I A 類 (CR) ・ 絶滅危惧 I B 類 (EN) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(平成 27 年 1 月 愛知県)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧 I A 類 (CR) ・ 絶滅危惧 I B 類 (EN) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 国リスト

表 3.2.40 重要な植物種の選定基準

区分			選定基準	
①	特別天然記念物		国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物		国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物		県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物		市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種		その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種		国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種		次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種		環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	指定希少野生動植物種		県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。）のうち、特に保護を図る必要があると認めるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生動植物 四 その種の個体の生息又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生動植物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物	
⑥	絶滅（EX）		我が国では既に絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅（EW）		飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧	絶滅危惧種Ⅰ類（CR+EN）		絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧ⅠA類（CR）		ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）		ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）		絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種	
	情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種	
地域個体群（LP）		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑦	絶滅（EX）・野生絶滅（EW）		愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種Ⅰ類（CR+EN）		絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）		ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）		ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）		絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
	情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種。	
国リスト		環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。		

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

表 3.2.41 重要な植物種の確認文献

文献名		対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009（植物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県） 「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）	維管束植物（種子植物、シダ植物）、コケ植物（蘚類、苔類）のうち、東海市及び知多市が含まれるメッシュ（7 メッシュ）で確認された種
B	「巨樹・巨木林データベース」（奥多摩町日原森林館ホームページ）	東海市及び知多市に存在する巨樹・巨木林
C	「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）	調査対象種の植物のうち、東海市及び知多市が含まれるメッシュ（7 メッシュ）で確認された種
D	「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成 7 年 3 月 東海市） 「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）	東海市及び知多市で確認された植物種のうち、表 3.2.39 の法令及び文献に掲載された種の状況

(イ) 重要な植物種の状況

「(ア) 重要な植物種の選定根拠等」から選定した重要な植物種の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。なお、調査範囲は、図 3.2.24 に示したとおりである。

a 維管束植物

事業実施区域周辺における重要な植物種（維管束植物）の状況を、表 3.2.42 (1) ～ (2) に示す。重要な植物種（維管束植物）は 2 門 3 綱 46 科 97 種の生育が確認されている。

b コケ植物

事業実施区域周辺において、重要な植物種（コケ植物）は確認されていない。

表 3.2.42 (1) 重要な植物種（維管束植物）の状況

門名	綱名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
被子植物	単子葉	イグサ科	イヌイ							EN
		イネ科	ウキシバ							NT
			ウンヌケ						VU	NT
			ハマエノコロ							VU
			ヒメコヌカグサ						NT	国リ
		イバラモ科	イトトリゲモ						NT	国リ
			オオトリゲモ							NT
			トリゲモ						VU	
			ムサシモ						EN	EN
		オモダカ科	アギナシ						NT	国リ
		カヤツリグサ科	セイタカハリイ							VU
			トラノハナヒゲ							EN
			ナガボテンツキ							CR
			ノグサ							EN
			ピロードテンツキ							VU
			ミカワシンジュガヤ						VU	VU
		シバナ科	シバナ						NT	NT
		トチカガミ科	トチカガミ						NT	EN
			ミズオオバコ						VU	国リ
		ヒルムシロ科	ヒルムシロ							NT
			リュウノヒゲモ						NT	国リ
		ホシクサ科	シラタマホシクサ						VU	VU
		ミズアオイ科	ミズアオイ						NT	CR
		ユリ科	イワショウブ							VU
		ラン科	キンラン						VU	NT
			サギソウ						NT	VU
			シラン						NT	NT
			ヤマサギソウ							VU
	双子葉	アオイ科	ハマボウ							VU
		アカザ科	ハマアカザ							VU
			マルバアカザ							NT
		アカバナ科	ウスゲチョウジタデ						NT	国リ
		アブラナ科	コイヌガラシ						NT	国リ
		アリノトウグサ科	オグラノフサモ						VU	CR
			タチモ						NT	NT
		オオバコ科	トウオオバコ							EN
		オトギリソウ科	アゼオトギリ						EN	EN
		ガガイモ科	スズサイコ						NT	国リ
		キキョウ科	キキョウ						VU	VU

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

表 3.2.42 (2) 重要な植物種（維管束植物）の状況

門名	綱名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
被子植物	双子葉	キク科	アキノハハコグサ						EN	EN
			ウラギク						NT	国リ
			オナモミ						VU	CR
			カセンソウ							EN
			シオン						VU	
			ネコノシタ							NT
			ヒメシオン							VU
			ミズギク							NT
			ノコギリソウ							EX
		クスノキ科	大宮神社、観音寺のクスノキ			市天				
		クワ科	カジノキ							EN
		ゴマノハグサ科	イヌノフグリ						VU	国リ
			オオアブノメ						VU	VU
			カワヂシャ						NT	国リ
			ゴマクサ						VU	VU
			ヒキヨモギ							NT
		シソ科	ケブカツルカコソウ							EN
			シマジタムラソウ						VU	NT
			シロネ							NT
			ミゾコウジュ						NT	国リ
		スイレン科	オニバス						VU	CR
			コウホネ							EN
			ヒメコウホネ						VU	EN
		タデ科	コギシギシ						VU	国リ
			サイコクヌカボ						VU	NT
			ナガバノウナギツカミ						NT	NT
			ホソバイヌタデ						NT	VU
		タヌキモ科	イヌタヌキモ						NT	国リ
			コタヌキモ							CR
			ノタヌキモ						VU	VU
			ヒメミミカキグサ						EN	EN
			ミカワタヌキモ						VU	EN
			ムラサキミミカキグサ						NT	NT
		ナデシコ科	オオヤマフスマ							VU
		バラ科	ヒロハノカワラサイコ						VU	CR
			カワラサイコ							VU
			稲荷神社のマメナシ			市天			EN	CR
		ヒルガオ科	マメダオシ						CR	EX
		ブナ科	観福寺のツブラジイ			市天				
			ナラガシワ							EN
		マメ科	イヌハギ						VU	VU
			オオバクサフジ							NT
			レンリソウ							VU

表 3.2.42 (3) 重要な植物種（維管束植物）の状況

門名	綱名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
被子植物	双子葉	ミソハギ科	ミズスギナ						CR	EX
			ミズマツバ						VU	国リ
		ミツガシワ科	アサザ						NT	EN
			ガガブタ						NT	NT
		ムラサキ科	スナビキノウ							EN
		モウセンゴケ科	イシモチソウ						NT	EN
			シロバナナガバノイシモチソウ							CR
		ヤナギ科	キヌヤナギ							NT
		ユキノシタ科	ヤブサンザシ							VU
		リンドウ科	イヌセンブリ						VU	NT
シダ		アカウキクサ科	アカウキクサ						EN	CR
		コバノイシカグマ科	イシカグマ							NT
		サンショウモ科	サンショウモ						VU	CR
		ミズニラ科	ミズニラ						NT	NT
		メシダ科	ウスバシケンシダ						VU	VU
2 門	3 綱	46 科	97 種	—	—	3 種	—	—	58 種	93 種

注) 1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.39、表 3.2.40 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 6 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 5 月 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国内：国内希少野生動植物種、 国際：国際希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥ /EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、 CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、 NT：準絶滅危惧
- ⑦ /EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、 CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、 NT：準絶滅危惧、 国リ：国リスト

3. 被子植物単子葉綱ラン科の「シラン」は、この地域では園芸個体の逸出であると考えられ、保全対象外である。

出典：「レッドデータブックあいち 2009（植物編）」（平成 21 年 3 月 愛知県）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全を講じなければならない植物群等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

ウ 重要な植物群落等の状況

事業実施区域周辺における重要な植物群落の状況として、「第3回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）に示される特定植物群落や「第4回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」（平成7年 環境庁）に示される巨樹・巨木林等が考えられる。

「第3回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」によると、事業実施区域周辺において特定植物群落は報告されていない。

また、事業実施区域周辺における重要な植物群落等（巨樹・巨木林）の状況を、表 3.2.43 に、重要な植物群落等（巨樹・巨木林）の位置を、図 3.2.26 に示す。

表 3.2.43 重要な植物群落等（巨樹・巨木林）の状況

市		樹木名	指定状況	所在地
東海市	1	クスノキ		運得寺
	2	クスノキ	市指定天然記念物 第4回自然環境保全基礎調査	観音寺
	3	クスノキ		弥勒寺
	4	クスノキ		弥勒寺
	5	スダジイ		弥勒寺
	6	クスノキ	市指定天然記念物 第4回自然環境保全基礎調査	大宮神社
	7	ツブラジイ	市指定天然記念物	観福寺
	8	クスノキ		熊野神社
知多市	9	クスノキ	第4回自然環境保全基礎調査	栖光院
	10	クスノキ		法海寺
	11	クスノキ		法海寺
	12	クスノキ		法海寺
	13	クスノキ		法海寺
	14	ビャクシン		光明寺
	15	クスノキ		極楽寺

注）樹木名番号は、図 3.2.26 に対応している。

出典：「巨樹・巨木林データベース」（環境省ホームページ）



図 3.2.26 重要な植物群落等（巨樹・巨木林）の位置

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(3) 生態系

植生自然度区分基準を、表 3.2.44 に示す。

事業実施区域周辺における植生としては、東側では田畑、市街地が多く、植生では畑雑草群落、水田雑草群落が大部分を占め、部分的に果樹園等も見られる。

事業実施区域西側の沿岸部では、工場地帯、干拓地等が広がっており、事業実施区域周辺としては、自然植生度 1～3 の自然度の低い植生が多く分布している。

事業実施区域周辺の環境は河川、ため池、水田、丘陵地、農耕地等到大別でき、それぞれ以下のような生態系が分布している。

ア 河川、ため池、水田等の水辺環境

河川ではドジョウ、コイ等が、止水域では絶滅危惧種に指定されているミナミメダカが確認されている。また、外来種としてオオクチバス（ブラックバス）、ブルーギルやカダヤシ等が確認されている。ため池にはモツゴ等が確認されている。水田にはオニヤンマ、シオカラトンボ等の昆虫類やウシガエル、トノサマガエル等の両生類、ニホンイシガメ、クサガメ等の爬虫類、カワナ、アメリカザリガニ等の貝類や甲殻類が確認されている。また、上位種としてサギ類等の鳥類が河川、河口等の魚類を捕食しているほか、イタチ等の哺乳類が確認されている。

この地域で確認されている典型性の種として、トノサマガエル、ドジョウ、オニヤンマ等が挙げられる。また、高茎草地に巣を作るカヤネズミは広義的には特殊性の種といえる。

イ 丘陵地、農耕地等

水田に接する丘陵地には、ヤマカガシやシマヘビが、畑や道路わきなどにはカナヘビ、トカゲが確認されている。また、農耕地にはキジが、公園等にはツグミ、チョウゲンボウ、コゲラ、カワセミ、ムクドリ、カワラヒワが確認されている。この地域に生息が確認されている種のうち、上位種としてはカワセミが魚類や水生昆虫を捕食しており、また一部地域で確認されたオオタカは小型鳥類を捕食している。

この地域で確認されている典型性の種として、イタチ、モグラ、スズメ、カナヘビ、トカゲ、ショウリョウバッタ、エンマコオロギ等が挙げられる。

表 3.2.44 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：生物多様性情報システム（J-IBIS）ホームページ

3.2.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

事業実施区域周辺における景観資源の状況を、表 3.2.45 に、事業実施区域周辺における景観資源の位置を、図 3.2.27 に示す。

表 3.2.45 景観資源の状況

景観資源		所在地	景観風景群
1	大池公園の桜	東海市中央町	-
2	尾張横須賀まつり・大田まつり	東海市横須賀町 (①) 東海市大田町 (②)	-
3	春満開	知多市岡田	岡田地区の情景
4	古い街並	知多市岡田	岡田地区の情景
5	雪の降った古い街並	知多市岡田	岡田地区の情景

注) 景観資源番号は、図 3.2.27 に対応している。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ホームページ)

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況



図 3.2.27 事業実施区域周辺における景観資源の位置

(2) 眺望点の状況

事業実施区域周辺における眺望点の状況を、表 3.2.46 に、事業実施区域周辺における眺望点の位置を、図 3.2.28 に示す。

表 3.2.46 眺望点の状況

名称		眺望点の状況等
1	大池公園	展望台があり、大池を取り囲む自然を一望できる。
2	加家公園	展望台があり、名古屋港などが一望できる。
3	元浜公園	芝生広場や水遊びができる小川がある。水をテーマとした公園である。
4	中ノ池公園	池を周遊する散策路が設置されている。春には桜が見ごろとなる。
5	加木屋緑地	身近に自然とふれあうことができる緑地で、展望台がある。
6	七曲公園	佐布里池の東に位置する公園で、知多最大級の古窯址が展示されている。
7	知多運動公園	野球場、テニスコート、陸上競技場などがある公園で、春には桜並木の散策が楽しめる。
8	佐布里緑と花のふれあい公園	佐布里池の北西に位置する公園で、春には梅が楽しめる。また、秋には紅葉、冬にはバードウォッチングも楽しめる。
9	佐布里パークロード	5月上旬ごろ、市の花であるつつじが見ごろとなる。

注) 名称の番号は、図 3.2.28 に対応している。

出典：「公園・緑地」（東海市ホームページ）

「知多市観光ガイド」（知多市観光協会ホームページ）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の状況を、表 3.2.47 に、事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の位置を、図 3.2.28 に示す。

表 3.2.47 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

名称		人と自然との触れ合いの活動の場の状況等
1	大池公園	展望台、散策道などがあり、大池を取り囲む自然を楽しめる。
2	加家公園	南に位置する大池公園とデザイン歩道橋でつながっており、緑の散歩道となっている。
3	元浜公園	広い芝生広場に水遊びができる小川が流れている。
4	中ノ池公園	中ノ池の周囲には遊戯広場や動物広場などがある。
5	加木屋緑地	水辺の森、散策の森、みはらしの森、成長の森の4つのゾーンがあり、身近に自然とふれあう場所となっている。
6	七曲公園	佐布里池の東に位置する公園で、知多最大級の古窯址が展示されている。
7	知多運動公園	野球場、テニスコート、陸上競技場などがある公園で、春には桜並木の散策が楽しめる。
8	佐布里緑と花のふれあい公園	佐布里池の北西に位置する公園で、春には梅が楽しめる。また、秋には紅葉、冬にはバードウォッチングも楽しめる。
9	佐布里パークロード	3km にわたる遊歩道である。5 月上旬ごろ、市の花であるつつじが見ごろとなる。

注) 名称の番号は、図 3.2.28 に対応している。

出典：「公園・緑地」（東海市ホームページ）

「知多市観光ガイド」（知多市観光協会ホームページ）

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 自然的状況



図 3.2.28 事業実施区域周辺における眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場の位置

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況

3.2.10 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

(1) 指定文化財の状況

事業実施区域周辺における指定文化財の状況を、表 3.2.48 に、事業実施区域周辺における指定文化財の位置を、図 3.2.29 に示す。

なお、文化財の状況の把握は、有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝、天然記念物）及びそれに類するものを対象とした。

表 3.2.48 事業実施区域周辺における指定文化財の状況

市	種別	指定	名称	所在地
東海市	建造物	国	1 観福寺本堂内宮殿	大田町天神下ノ上
		県	2 観福寺本堂	大田町天神下ノ上
	史跡	市	3 松崎遺跡	大田町松崎
		市	4 柳ヶ坪遺跡	高横須賀町柳ヶ坪
		市	5 岩屋口古墳	高横須賀町岩屋口
		市	6 浜新田遺跡	大田町川北新田
	名勝	市	7 万葉の歌碑	高横須賀町北屋敷 諏訪神社
	天然記念物	市	8 つぶらしい	大田町天神下ノ上 観福寺
		市	9 大樟	大田町上浜田 大宮神社
		市	10 大樟	荒尾町仏供田 観音寺
知多市	建造物	市	11 八幡神社本殿	八幡字荒古後
		市	12 法海寺仁王門	八幡字平井
	史跡	市	13 七曲古窯址	八幡字池下 七曲公園
	登録有形文化財	国	14 知多岡田簡易郵便局	岡田字中谷
		国	15 木綿蔵ちた（旧竹内虎王商店木綿蔵）	岡田字中谷
		国	16 旧岡田医院	岡田字開戸
		国	17 旧中七木綿本店主屋（旧事務所）	岡田字開戸

注）名称の番号は、図 3.2.29 に対応している。

出典：「東海市内指定文化財一覧表」（東海市ホームページ）

「知多市の文化財ガイドマップ」（知多市ホームページ）

「平成 30 年版知多の統計」（知多市）

「知多木綿のふるさとおかだ」（岡田街並保存会ホームページ）

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業実施区域周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況を、図 3.2.30 に示す。

事業実施区域は、埋立地であり、埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。



図 3.2.29 事業実施区域周辺における指定文化財の位置

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.2 自然的状況



図 3.2.30 事業実施区域周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況